

令和7年第8回函南町教育委員会次第

日 時：令和7年8月27日(水)

午前9時～

会 場：函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第41号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第42号 令和7年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

議案第43号 令和6年度函南町一般会計「教育費」歳入歳出決算について

議案第44号 かななみ仏の里美術館の設置・管理等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則について

議案第45号 函南町立幼稚園の学級編制に関する基準の制定について

議案第46号 函南町立幼稚園規則の一部改正について

5 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 多言語で世界につながる冒険に出かけよう！～高校留学の体験談を聞いて
みよう～

イ メディメッセージ2025

ウ 静岡県東部支部私立学校相談会

エ 函南・みんなの平和展

オ 第29回 宇宙と天文の講演会

(2) 次回委員会開催予定

令和7年9月24日(水) 13:10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※ 同日午前中に、学校等訪問を実施します。

(東小、自由ヶ丘幼稚園、東中(給食試食))

9時00分に役場1階ロビーにご参集ください。

事前に配付してあります「学校・園経営書」をご持参ください。

熱中症対策は各自でお願い致します。(飲み物、扇子等)

教育長関係報告事項

令和7年8月27日（水）

月日	曜日	内 容
7月17日	木	・管理職面談（9：00～） ・田方地区学校保健会理事会（15：30～）
7月18日	金	・第2回地域協議会（10：00～） ・社会を明るくする運動地区集会〔柏谷区〕（19：00～）
7月22日	火	・園長研修会（9：00～） ・民生委員推薦委員会（13：30～）
7月24日	木	・教育支援センター運営協議会（13：30～） ・市町教育委員会教育長会（14：00～） ・スクールアドバイザー連絡会（18：00～）
7月25日	金	・学校支援員等研修会（9：30～）
7月27日	日	・カーマン市教育研修訪問団壮行会（9：00～）
7月28日	月	・課長等連絡会議（8：35～） ・教頭研・学校運営協議会連絡会（13：30～） ・企画会議（15：00～）
7月29日	火	・表敬訪問（11：10～） ○リトルシニア日本代表 全米選手権優勝 大隅亮佑（函南中3年・裾野シニア所属） ・新採面談（13：15～） ・表敬訪問（16：30～） ○第52回全日本中学校陸上競技選手権大会（8月17日～20日） 3年男子1500m 寺田温翔（函南中3年） ○第47回東海中学校総合体育大会陸上競技大会（8月7日） 2年男子1500m 中村志士丸（函南東中2年）
7月30日	水	・函南町教育講演会（13：30～）
8月6日	水	・表敬訪問（13：10～） ○第52回全日本中学陸上競技選手権大会（8月17日～20日） 3年男子3000m 加藤壮祐（函南中3年）
8月7日	木	・静岡県市町教育長研修会（島田市）
8月8日	金	・田方地区教育長会（9：00～） ・田方地区教育講演会（13：00～）
8月12日	火	・企画会議（9：00～）
8月15日	金	・戦没者追悼式（10：00～） ・かなみ仏の里美術館運営審議会（13：30～）
8月20日	水	・園長面談（9：00～）
8月21日	木	・園長面談（9：00～） ・園長会（13：00～）
8月22日	金	・職員採用試験（8：45～） ・カーマン市教育研修訪問団帰国報告会（19：00～）

8月23日	土	・狩野川放水路完成60周年記念シンポジウム（10：00～）
8月25日	月	・課長等連絡会議（8：35～） ・企画会議（9：00～）
8月26日	火	・決算審査意見書提出（9：00～） ・教職員面談（11：00～） ・園職員面談（13：30～） ・表敬訪問 ○第47回全国中学校女子ソフトボール大会ベスト16 [県大会 準優勝、東海大会 優勝（2連覇）] Bluestar（ブルースター）
8月27日	水	・2学期始業日あいさつ運動（7：20～） ・定例教育委員会（9：00～） ・第1回総合教育会議（13：30～）

議案第41号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和7年8月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第42号

令和7年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和7年度函南町一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和7年8月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年度函南町一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和7年度 一般会計補正予算（第2号）9月補正予算

学 校 教 育 課 補 正 予 算

（教育委員会事務事業）

（幼児教育センター事務事業）

（小学校管理事業）

（中学校管理事業）

令和7年度 学校教育課補正予算（第2号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
教育委員会事務事業					
負担金補助及び交付金	負担金 全国町村教育長会研究大会負担金	0	5	5	全国町村教育長会研究負担金 4,500円
小 計		0	5	5	
幼児教育センター事務事業					
旅費	費用弁償	72	39	111	架け橋期アドバイザー自家用車使用分旅費 39千円
小 計		72	39	111	
小学校管理事業					
需用費	修繕料	5,984	1,961	7,945	小学校遊具点検にて、指摘があった遊具について、修繕を行う。 1,961千円
役務費	手数料 植木手入れ手数料	1,191	197	1,388	丹那小学校校庭の桜の幹が朽木により折れてしまい危険なため、早急に剪定を行う。 197千円
使用料及び賃借料	借地料	31,619	△ 1,000	30,619	借地契約更新完了に伴う差額分を減額する。 △1,000千円
工事請負費	工事請負費	1,025,127	3,509	1,038,306	西小学校給食棟ボイラー更新工事 3,509千円
			1,100		西小学校職員トイレ外部配管更新工事 1,100千円
			7,426		東小学校給食棟空調設備更新工事 7,426千円
			1,144		函南小学校特別支援教室空調設備更新工事 1,144千円
小 計		1,063,921	14,337	1,078,258	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
中学校管理事業					
需用費	修繕料	3,173	1,017	5,454	中学校遊具点検にて、指摘があった遊具について、修繕を行う。 1,017千円
			1,264		函南中学校及び東中学校給食室調整器、ガスメーター交換修繕 函南中学校 632千円 東中学校 632千円
役務費	手数料 保菌検査手数料	187	18	205	保菌検査実施回数が想定より上回る見込みのため。 18千円
役務費	手数料 エアコンガス漏れ検査手数料	0	100	100	函南中学校給食室内エアコンが老朽化により冷却ガスが漏れている ため、ガス漏れ箇所の特定を行う。 100千円
使用料及び賃借料	借地料	12,298	△ 300	11,998	借地契約更新完了に伴う差額分を減額する。 △300千円
原材料費	維持修繕用原材料	380	495	875	東中学校生徒用椅子背板100脚分 495千円
小 計		16,038	2,594	18,632	
合 計		1,080,031	16,975	1,097,006	

令和7年度 一般会計補正予算（第2号）9月補正予算

生涯学習課補正予算

（コミュニティ推進事業）

（図書館等管理事業）

（仏の里美術館管理事業）

（体育施設管理事業）

令和7年度 生涯学習課補正予算（第2号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明	
コミュニティ推進事業						
	負担金補助及び 交付金	建設補助金	2,111	802	2,913	物価高騰により、要望書提出時より事業費が増額している区及び急遽施設整備を要した区への対応のため増額する。
小計			2,111	802	2,913	
図書館等管理事業						
	需用費	修繕料	374	611	985	消防設備点検で予備電源のバッテリー交換が判明したため。また、1階床及び2階トイレにて不具合が発生したため、利用環境の整備のため増額する。
	備品購入費	庁用器具費	68	484	552	福祉関係の寄付100万円を活用するため、特別な配慮を要する子どもを対象とした本のコーナー「りんごの棚」の設置のため増額する。
		図書購入費	5,000	182	5,182	福祉関係の寄付100万円を活用するため、特別な配慮を要する子どもを対象とした本のコーナー「りんごの棚」用の図書購入のため増額する。
小計			5,442	1,277	6,719	
仏の里美術館管理事業						
	報償費	報償金 さわやかウォーキングお点前謝金	0	38	38	12月21日開催の「JRさわやかウォーキング」参加者に、文化協会所属団体によるお茶のお点前振舞い謝金として増額する。
小計			0	38	38	
体育施設管理事業						
	需用費	消耗品費	300	60	360	函南町体育館用地購入に係る収入印紙購入のため増額する。
	公有財産購入費	土地購入費	0	101,700	101,700	函南町体育館借地について、地権者より買取申し出があり、対象地の購入するため増額する。金額は不動産鑑定の結果を基に算出。
小計			300	101,760	102,060	
合 計			7,853	103,877	111,730	

議案第43号

令和6年度函南町一般会計「教育費」歳入歳出決算について

令和6年度函南町一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会関係決算について、別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和7年8月27日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年度函南町一般会計歳入歳出決算のうち、教育委員会関係決算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和6年度決算について

令和7年8月27日 学校教育課資料

1 決算の概要について

(1) 歳入(特定財源)

令和6年度の学校教育課の特定財源の歳入決算額は、以下のとおりである。

事業名	R5歳入額(円)	R6歳入額(円)	差引額(円)	備考
事務局事務事業	1,062,000	492,000	△570,000	県費補助金 492,000円
教育支援センター事務事業	8,969,500	10,218,000	1,248,500	ふるさと納税寄付金 10,218,000円
幼児教育センター事務事業	2,138,000	2,845,000	707,000	国庫補助金 2,845,000円
小学校管理事業	50,279,082	844,168,343	793,889,261	国庫補助金 126,845,000円 町立学校建設基金繰入金 120,000,000円 諸収入 23,343円 学校教育施設等整備事業債 597,300,000円
小学校教育振興事業	957,000	1,159,930	202,930	国庫補助金 909,000円 寄附金 250,000円 諸収入 930円
中学校管理事業	9,793,410	2,530	△9,790,880	諸収入 2,530円
中学校教育振興事業	854,910	671,465	△183,445	国庫補助金 421,000円 寄附金 250,000円 諸収入 465円
合計	74,053,902	859,557,268	785,503,366	

令和6年度の特定財源の歳入総額は、859,557,268円で、対前年度比 1,160.7%となった。

主な要因は、西小学校長寿命化改修工事を安定的かつ計画的に実施するため、国庫補助金、町立学校建設基金繰入金、学校教育施設等整備事業債を活用したことにより、小学校管理事業における歳入が大幅に増加した。

また、金融機関より500,000円の寄付を受け、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業の教育振興備品に充当した。

歳入構成は、国庫補助金、131,020,000円 15.2%、県費補助金、492,000円 0.0%、繰入金、120,000,000円 14.0%、寄附金・諸収入、10,745,268円 1.3%、町債、597,300,000円 69.5%となった。

(2) 歳出

令和6年度の学校教育課の歳出決算額は、以下のとおりである。

事業名	R5歳出額(円)	R6歳出額(円)	差引額(円)
教育委員会事務事業	1,926,900	2,197,700	270,800
事務局事務事業	110,363,148	123,264,148	12,901,000
教育支援センター事務事業	22,888,814	29,352,665	6,463,851
幼児教育センター事務事業	5,585,083	6,140,187	555,104
小学校管理事業	356,944,477	1,332,697,404	975,752,927
各小学校管理事業	8,103,054	7,727,076	△375,978
小学校教育振興事業	46,482,228	41,320,569	△5,161,659
各小学校教育振興事業	2,631,002	2,271,336	△359,666
中学校管理事業	188,940,691	200,303,290	11,362,599
各中学校管理事業	3,784,148	3,485,148	△299,000
中学校教育振興事業	37,455,318	35,824,752	△1,630,566
各中学校教育振興事業	2,114,916	1,924,454	△190,462
合計	787,219,779	1,786,508,729	999,288,950

令和6年度の歳出総額は、1,786,508,729円で対前年度比 226.9%となった。

主な要因は、教育環境整備のため、老朽化に伴う西小学校長寿命化改修工事(小学校管理事業 853,600,000円)をはじめとした、各学校施設の改修工事、修繕実施による小学校管理事業、中学校管理事業における歳出増加である。

また、函南町立東小学校買収事業により、東小学校借地の一部(930㎡)を、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、買収を行った(小学校管理事業 48,399,990円)ことも要因の一つである。

2 主要な事業と成果について

(1) 教育委員会事務事業

令和6年度は定例教育委員会を12回開催し、教育長提出議案63件（令和5年度は59件）を審議し、教育行政の向上に努めた。また、総合教育会議を年2回開催し、自由ヶ丘幼稚園の認定こども園化やこども家庭センターの設置、第3期子ども子育て支援事業計画などについて協議を行い、函南町部活動地域連携・地域移行の進捗状況や文化センターの整備方針、児童生徒の不登校対策について、報告を行った。

就学支援委員会は、専門家を交えて4回開催し、教育上特別な支援を要する子どもたちの障害の種類、程度に応じた審議等を行った。

(2) 事務局事務事業

「ことばの教室」による指導は、就学前のことばの出始めるときに訓練すると効果が高く、訓練によってすぐに改善されることもあるが、家庭環境に問題があるケースや、ことばだけではなく発達全体に遅れがあるケースなど、個々に応じた訓練が必要となっている。専門的な知識と経験を持つ2人の言語聴覚士が70人の園児及び児童に対し、年間で延べ918回のことばの相談及び訓練を実施し、個々の課題の改善に努めた。

若手及び中堅教諭等の資質向上のために田方地区2市1町(伊豆市、伊豆の国市、函南町)で創設した田方地区教員研修協議会に負担金を支出し、延べ244回の研修会が実施された。それぞれのキャリアステージに立つ教員のための手厚い支援体制が確立され、充実した研修実施となり、田方地区全体の教員の資質向上につなげることができた。

特別支援教育の推進は、子育て支援課と連携し、公立・組合立・私立園を巡回して、園児の困り感を把握するとともに当該保護者との面談を行い、困り感のある園児の早期発見・早期対応を目指した。

地域学校協働活動推進事業として地域学校協働活動推進員5人、地域学校協働活動支援員1人を配置し、学校での各種支援活動を実施した。登下校時の不審者対策としてボランティアで結成する「登下校見守り隊」を募り、児童、生徒の安全確保に努めた。令和6年度は50人の方々により、延べ1,274日の活動を行った。

I C T支援員を2人雇用し各小中学校へ配置した。I C T支援員の配置により端末機器の操作や活用方法など、授業のI C T推進のための教員支援のほか、一人一台端末(chromebook)の管理など、I C T教育が円滑に行われる体制を維持することができた。

(3) 教育支援センター事務事業

教育支援センターにおいてはセンター長1人、チーフカウンセラー1人、発達相談員3人、ステップルーム担当のソーシャルワーカー(SSW)1人及び適応指導教室(チャレンジ教室)指導員3人を配置し、業務を実施した。教育支援センター業務のうち、学校訪問においては、学校、児童生徒、家庭が抱える諸課題等の情報を共有でき、「ケース会議の開催」等の適切な対応につながった。また、学習障害(LD)を抱える児童生徒への個別支援のため、訪問支援回数を増やして対応に当たった。教育支援センター相談窓口への電話や面会による直接の個別相談件数は増加傾向にあり、保護者が子どもに抱える様々な不安を取り除く一助となっている。

研修会については、不登校・発達障害等における、現状分析、支援方法の確認、情報共有及び国・県の最新の動向について情報提供等を行ったほか、「発達障害等をかかえる児童生徒への支援」に関する研修会を開催し、教職員の意識改革を図った。また、教育支援センター主催以外に、地教委主催の小中学校特別支援コーディネーターや通級指導担当教諭を対象とした研修会に講師としてセンター職員が参加し、教育支援センターの役割や函南町の児童生徒の現状等を提示することにより、函南町の取組の成果や今後の課題を共有した。

令和6年度の不登校児童生徒数(年間30日以上欠席)は、小中学校併せて100人であった。不登校児童・生徒を対象としたチャレンジ教室(適応指導教室)を週5回開催(水曜日は午前中のみ)し、体験活動、一人ひとりに寄り添った心理的支援、学習指導、集団生活への適応指導等の手厚い支援を実施し、該当児童生徒の「心のよりどころ」、「活動できる居場所づくり」が可能となるよう努めた。令和6年度は22人(小学生6人、中学生16人)が通級した(令和5年度36人(小学生3人、中学生33人))。

(4) 幼児教育センター事務事業

令和2年度に幼児教育センターを設置し、令和6年度は幼児教育指導主事、幼児教育アドバイザー、幼児教育主査など4人を配置して、幼児教育の推進を図った。幼児教育の実態を把握し、保育者の業務改善や課題解決に取り組むため、年70回の園訪問と99人の保育者との面談を実施した。

また、幼児教育から義務教育への円滑な接続を行うことの重要性について、学校教育課指導主事と幼児教育センターが連携し、幼保こ小中関係者が一堂に参加した園長校長会、主幹・教務主任研修会、特別支援コーディネーター研修会を開催した。保育者及び学校教職員に対し研修会や連絡会を年49回開催し、情報交換を行うことで共通認識を図り課題について検討するとともに、就学に際して、園児が園から小学校へ円滑に引き継がれるように努めた。

(5) 小学校管理事業

町独自の支援員(会計年度任用職員：延べ38人)として、特別支援学級及び通級指導教室の教諭の授業全体を補助する特別支援学級介助員を7人、円滑な集団生活への適応、基礎的な学習内容の習得等を支援するため学習支援員を6人、小学校1、2年生のクラスで授業や生活の指導をする低学年支援や普通学級において個別の支援に当たる特別支援教育の支援員を合わせて13人、学校図書館図書の整理や読み聞かせを行うことで、読書により親しみやすい環境づくりのため学校司書3人を配置し児童の学校生活、学習活動の支援に努めた。また、医療行為が必要な児童に対応するために看護師を1人、学校事務員3人、用務員4人、栄養士1人を配置し、学校の適正な管理、運営に努めた。

施設関係では、維持及び改善のため12件の改修工事等(令和5年度12件)を実施した。主な改修工事としては、西小学校長寿命化改修工事、函南小学校体育館消火栓ポンプ更新工事、東小学校給食棟エアコン及び照明器具外更新工事など、老朽化した設備の改修を実施し、小学校の環境整備に努めた。また、学校管理備品として、給食用冷凍冷蔵庫をはじめ学校管理に必要な備品について、計画的に買い替えを行い、学校運営に支障がないよう整備を行った。

また、各小学校の学校運営に必要な事務、保健室、給食運営用などの管理用消耗品を購入し、健全な学校運営を図った。

(6) 小学校教育振興事業

小学生の語学力向上及び国際感覚を養うため、外国語指導助手(A L T)を4名配置し、英語力の向上に努めた。

学習の充実を図るため、教材用備品の整備を図り教科教育の振興に資することができた。

また、経済的理由により就学困難な児童及び特別支援学級就学児童の経済的負担の軽減のため、就学援助を実施し保護者の支援を行うことができた(令和6年度対象児童79人(就学援助48人、特別支援31人)、令和5年度対象児童93人)。特に保護者にとって負担が大きい新入学学用品費は、支給時期を前倒して支給し入学準備に支障がないよう支援を行った。

G I G Aスクール構想において整備をしたネットワーク環境の日常的な保守管理、障害発生時の迅速な対応を業務委託することにより、円滑かつ快適な環境を提供できた。

また、授業に必要な教材備品について計画的な購入を行い、児童に貸与しているGIGAスクール端末(chromebook)については、故障等が発生しても児童の学習保障が保たれるよう予備機を48台購入し、教育環境の整備を行った。

(7) 中学校管理事業

町独自の支援員(会計年度任用職員：延べ12人)として、特別支援学級及び通級指導教室の教諭の授業全体を補助する特別支援学級介助員を5人、円滑な集団生活への適応、基礎的な学習内容の習得等を支援するため学習支援員を2人、通常学級において個別の支援に当たる特別支援教育の支援員を合わせて1人、学校図書館図書の整理や読み聞かせを行うことで、読書により親しみやすい環境づくりのため学校司書1人を配置し生徒の学校生活、学習活動の支援に努めた。また、用務員2人を配置し、学校の適正な管理、運営に努めた。

施設関係では、維持及び改善のため3件の改修工事(令和5年度3件)を実施した。東中学校外階段改修工事、東中学校給食棟調理室グレーチング設置工事、東中学校給食棟休憩室フローリング改修工事を実施し、中学校の環境整備に努めた。

また、各中学校管理に必要な事務用品や保健室、給食運営に関する管理消耗品を購入し、健全な学校運営を図った。

(8) 中学校教育振興事業

中学生の語学力向上及び国際感覚を養うため、外国語指導助手(A L T)を2名配置し、英語力の向上に努めた。

経済的理由により就学困難な生徒及び特別支援学級就学生徒の保護者の経済的負担の軽減のため、就学援助を行った(令和6年度対象生徒45人(就学援助32人、特別支援13人)、令和5年度対象生徒44人)。特に保護者にとって負担が大きい新入学学用品費は、支給時期を前倒して支給し入学準備に支障がないよう支援した。

G I G Aスクール構想において整備をしたネットワーク環境の日常的な管理、障害発生時の迅速な対応を業務委託することにより、円滑かつ快適な環境を提供できた。

また、授業に必要な教材備品について計画的な購入を行い、生徒に貸与しているGIGAスクール端末(chromebook)については故障等が発生しても生徒の学習保障が保たれるよう予備機を72台購入し、教育環境の整備を行った。

アフターコロナにより、部活動等の対外的な活動も活発になり、日々の部活動や上位大会出場に要する遠征費等に対し補助金を交付し、生徒の自主的自発的な活動である部活動の振興を図った。

令和6年度決算について

令和7年8月27日 生涯学習課資料

1 決算の概要について

(1) 歳入(特定財源)

令和6年度生涯学習課の特定財源の歳入決算額は、以下のとおりである。

事業名	R5 歳入額(円)	R6 歳入額(円)	差引額(円)	備考
農村環境改善センター管理事業	10,900	70,010	59,110	使用料 70,010 円
コミュニティ推進事業	3,253,617	6,818,129	3,564,512	使用料 1,197,525 円 物価高騰交付金 4,459,000 円 諸収入 1,161,604 円
文化センター管理事業	4,919,920	4,504,130	△415,790	使用料 2,644,350 円 県費補助金 1,383,000 円 諸収入 476,780 円
生涯学習推進事業	203,470	122,743	△80,727	県費補助金 32,000 円 諸収入 90,743 円
文化財保護事業	7,188,000	29,657,500	22,469,500	国庫補助金 27,988,000 円 県費補助金 1,666,000 円 諸収入 3,500 円
図書館等管理事業	302,756	17,875,000	17,562,244	国庫補助金 5,000 円 物価高騰交付金 16,870,000 円 寄附金 1,000,000 円
仏の里美術館管理事業	2,880,225	3,036,986	156,761	使用料 2,228,600 円 諸収入 808,386 円
社会体育総務事務事業	1,125,000	1,745,000	620,000	寄附金 1,745,000 円
体育施設管理事業	5,006,150	14,971,650	9,965,500	使用料 3,430,650 円 物価高騰交付金 11,541,000 円
運動公園等管理事業	5,259,050	5,198,300	△60,750	使用料 5,198,300 円
木立キャンプ場管理事業	1,120,625	207,450	△913,175	使用料 207,450 円
合 計	31,269,713	84,206,898	52,937,185	

※備考欄の「物価高騰交付金」の正式名称は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のことをいう。

令和5年度の特定財源の歳入総額は、84,206,898 円で、対前年度比 269.3%となった。

主な要因としては、令和6年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、施設照明の LED 化工事を複数施工したこと、文化財保護事業費補助金（国庫補助・県費補助）を活用し、史跡箱根旧街道の災害復旧工事を施工したことにより、令和5年度に比べ、令和6年度は補助金・交付金収入が多かったことが挙げられる。

なお、施設使用料収入については、西部コミュニティセンター、文化センター、木立キャンプ場では令和5年度を下回り、その他の施設では上回ることであった。

歳入構成は、使用料収入 14,976,885 円で 17.8%、国庫補助金 27,993,000 円で 33.2%、物価高騰交付金 32,870,000 円で 39.0%、寄附金が 2,745,000 円で 3.3%、県費補助金 3,081,000 円で 3.7%、諸収入が 2,541,013 円で 3.0%となった。

(2) 歳出

令和6年度の生涯学習課の歳出決算額は、以下のとおりである。

事業名	R5 歳出額(円)	R6 歳出額(円)	差引額(円)
農村環境改善センター管理事業	6,956,851	17,595,206	10,638,355
社会教育総務事務事業	77,502,945	90,998,353	13,495,408
コミュニティ推進事業	18,735,802	21,585,498	2,849,696
ふれあいセンター管理事業	31,251,825	0	△31,251,825
文化センター管理事業	35,934,874	38,644,178	2,709,304
生涯学習推進事業	4,410,583	5,155,630	745,047
文化財保護事業	14,691,871	47,614,793	32,922,922
文化財調査事業	5,824,898	3,317,768	△2,507,130
図書館等管理事業	75,425,439	106,835,350	31,409,911
仏の里美術館管理事業	16,386,605	21,621,180	5,234,575
社会体育総務事務事業	28,140,138	20,022,607	△8,117,531
体育施設管理事業	22,013,966	70,396,645	48,382,679
運動公園等管理事業	41,129,615	42,897,231	1,767,616
木立キャンプ場管理事業	4,390,918	3,058,438	△1,332,480
合 計	382,796,330	489,742,877	106,946,547

令和6年度の歳出総額は 489,742,877 円で対前年度比 127.9%となった。

主な要因は会計年度任用職員の処遇改善等による報酬及び職員手当等が増加したこと、国・県の文化財保護事業費補助金を活用した箱根旧街道の災害復旧整備工事や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した西部コミュニティセンター、知恵の和館、函南町体育館の照明LED化工事を実施したことなどによる工事請負費が増加したことが挙げられる。

2 主要な事業と成果について

(1) 農村環境改善センター管理事業

利用者数は対前年度比103.9%だった。

山間エリアの地域コミュニティに根ざした活動拠点や生涯学習活動の推進施設として、また、災害時の指定避難所となるべく、適切な維持管理と利用促進を図るため、照明設備LED化工事及び軒天修繕等の経年劣化に伴う施設の修繕を行うことにより、安心・安全の確保及び快適な施設環境の維持と施設の長寿命化に努めた。

備品として、脚立1台、冷蔵庫1台、消火器9本を購入した。

また、建築後28年経過し、経年劣化による修繕箇所がふえ、今後も維持管理費が増加することが想定される一方で、他の生涯学習課所管施設と比較し、受益者負担割合が著しく低かったことから、同等程度の受益者負担を利用者に求めるため、函南町農村環境改善センターの設置及び管理等に関する条例及び同条例施行規則の一部を改正し、令和7年度から施行することとした。

(2) 社会教育総務事務事業

社会教育委員会について、例年協議する生涯学習課主要事業に加え、農村環境改善センター料金改定に伴う条例改正や東社連田方ブロック社会教育委員研修会の函南町開催などにより、令和6年度は3回開催した。また、東部社会教育振興協議会主催の社会教育委員研修会に社会教育委員が積極的に参加し、近隣市町社会教育委員との情報交換や講師からの新たな情報、知識を習得することができた。

施設予約システムの契約満了に伴い、新たな施設予約システムに更新するにあたり利用者及び受付事務を行う職員の利便性の向上を図るため、公募型プロポーザルでの業者選定を行った。令和7年3月1日から新たな施設予約システムの運用を開始、備品として施設予約システムデジタルサイネージ用品1式を購入した。

利用者画面の視認性向上やネット予約方法の簡素化、予約検索方法の多様等により、利便性の向上に繋がるとともに、事務が円滑に進められるようになった。

(3) コミュニティ推進事業

西部コミュニティセンターの利用者数は対前年度比92.6%だった。

町内外の文化団体やスポーツ団体、地元自治会の活動などに利用され、生涯学習及びコミュニティ推進の場として活用されている。施設機能の改善として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用して実施した多目的ルーム照明LED化工事を行った。

また、社会教育団体への活動助成補助金やコミュニティ推進事業費交付金及びコミュニティ施設整備費補助金により、各地区におけるコミュニティ活動の推進や施設機能の拡充を図った。

備品として、壁掛け時計2個を購入した。

(4) 文化センター管理事業

利用者数は対前年度比95.5%だった。

大ホール天井耐震診断業務委託を実施し、その結果文化センター大ホール客席天井の耐震性が十分でないことが判明した。そのため、令和6年7月から大ホールを貸出停止としたが、開催予定であった行事を多目的ホールで開催するなど対応し、利用者数の減少は最小限に抑えられた。

また、耐震診断結果を受け、天井改修工事に向け、改修工事基本設計業務委託を実施し、工法の確認や選定を行った。令和7年度は改修工事实施設計業務委託を実施し、令和8年度の改修工事施工に向けて準備を進めていく。

その他、令和7年度の工事施工に向け外壁改修工事の実施設計業務委託や外壁雨漏り改修工事、非常用発電機改修工事を実施し、施設の維持管理に努めた。

備品として、ポータブルワイヤレスアンプシステム1式、グランドピアノ用防湿カバー1枚、多目的ホール用音響ミキサー1基を購入した。

(5) 生涯学習推進事業

子どもから成人、熟年層といった幅広い世代を対象に各種講座やイベント等を実施し、町民の生きがいづくりや生涯学習の場を提供した。また、青少年健全育成事業や社会教育関係団体・子ども会への助成を行い、青少年が健全に成長できる環境づくりを推進した。

函南町文化祭は、令和5年度の入場者数が約2,932名で、令和6年度は1,548名で前年比1,389名減少した。これは大ホール客席天井の耐震強度の関係で大ホール客室の使用を休止したことにより、芸能発表会等大ホールでの催事を中止したことが主な原因となる。

また、青少年学習や青少年健全育成事業では、関係団体や地域の人々と連携・協力を図り、未来を担う子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進した。青少年学習わいわい塾では森林環境譲与税を活用し、樹海洞窟探検体験教室、火おこし体験教室、間伐体験教室、猟師とトレッキング教室を実施し、森林環境教育に繋げることができた。

その他、函南中学校にて同校卒業生でプロサクソフォン奏者の廣瀬明日香さんによる音楽公演会を実施し、中学生がプロの演奏にふれる機会を提供するとともに、町の文化や芸術の振興に寄与し、さらに在校生に夢や希望についてメッセージを伝えることで将来の視野を広げる会となった。

(6) 文化財保護事業

町民の文化財保護に対する意識が高まりを見せており、文化財を広く一般に公開し、活用することがこれまで以上に求められている。史跡箱根旧街道災害復旧整備事業では、令和5年度に二次災害発生を防止するため、安全対策工事設計業務委託及び安全対策工事を行った。また、災害復旧整備基本計画に基づき、災害復旧整備に係る工法の検討をはじめとする設計業務委託を実施。令和6年度は洗堀箇所の埋戻し、土系舗装材による路盤を保護等の災害復旧工事を実施し、今後の洗堀被害の軽減や、二次災害発生の防止を図るとともに、史跡としての価値、景観の維持並びに保護につながった。供用再開は令和7年度末を予定。

また、箱根旧街道、柏谷横穴群、丹那断層をはじめ国・県・町指定文化財及び付随施設の維持管理を行い、安全対策と併せて文化財の保存継承及び公開を図った。

(7) 文化財調査事業

文化財保護法第93条による民間開発事業に伴う届出26件のうち、試掘確認調査6件を実施した。

また、文化財保護法第99条の届出は、令和5年度は1件に対し、令和6年度は届出がなかった。文化財保護法第93条の届出に関する事業者との事前協議や試掘調査をスムーズに実施し、書類審査・調査結果に基づき事業者へ工法変更等の協議・指導を行ったことで、開発行為による埋蔵文化財への影響を最小限に留めることができた。

(8) 図書館等管理事業

入館者数は対前年度比98.7%だった。

職員4名、会計年度任用職員13名、計18名で、かなみ知恵の和館の維持管理を行うとともに、「読書のまち・かなみ」宣言の実現に向けて、第四次函南町子どもの読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備・推進を図った。新規事業として、英語での絵本の読み聞かせ「英語のおはなし会」、大人向け事業として「お正月飾り作り」、「リタイヤ前後に知っておきたいお金の話」などを実施した。さらに、春のこどもの読書週間や秋の読書週間ではイベントの充実などを図り、来館者、利用者の増加に努めた。また、外への働きかけとして、田方農業高校や三島南高校の生徒と協力し実施した新春の福袋にちなんだ企画「図書館お楽しみ袋」(3冊入り70袋を貸出し)など各関係機関や学校等と連携し事業を実施した。

その他、令和5年度から実施している地域にまつわる「伊豆の昔語りを聞く会」やかなみ仏の里美術館で図書館の蔵書を展示する「出張図書館」を実施し、館内だけでなく館外への情報発信を積極的に行い、読書の推進に努めた。

その他、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、知恵の和館内の照明をLED化し、施設利用における環境整備と施設運営における経費削減に努めた。

備品として、ブックトラック1式、デジタルカメラ1台、図書2,673冊、視聴覚資料15点等を購入した。

(9) 仏の里美術館管理事業

入館者数は対前年度比103.1%だった。

町が保有する仏像群及び町に関する歴史、芸術、民族等に関する資料の保存、展示並びに活用を図り、町民の教育、学術及び文化の発展に資するため、館長以下4名の会計年度任用職員で運営を行った。

令和6年度は、継続事業のほか、道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」に美術館の紹介パネルを掲示する等の広報活動を積極的に行ったこと、JRさわやかウォーキングの開催に併せてお点前や3D体験会等のイベントを開催した。

また、施設の維持管理として、管理棟空調機改修、西側法面保護工事、外灯改修工事を実施した。

備品として、パンフレットスタンド1台、エンジンブロワー1台、パウチラミネーター1台、掃除機1台を購入した。

(10) 社会体育総務事務事業

幅広い年代を対象にスポーツ大会やイベントの実施、各種団体や選手への補助等を行い社会体育事業の推進を図った。

また、スポーツ推進委員やNPO法人函南町体育協会、函南町スポーツ少年団等関係団体と協議・連携し、様々な事業を実施した。特にニュースポーツ体験教室では参加者が昨年度より増加したことや、各区の体育行事にニュースポーツが取り入れられ用具の貸出頻度も上がっていることから、ニュースポーツが徐々に町民に認知されている状況となり、町のスポーツ振興に繋がっている。

第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会では、3区間で区間賞を獲得し、町の部準優勝となり25年連続入賞を果たした。

備品として、カメラ1台を購入した。

(11) 体育施設管理事業

利用者数は対前年度比、小中学校体育館112.5%、小中学校運動場101.8%、函南町体育館90.8%、肥田簡易グラウンド115%だった。

利用者に安全・快適な施設環境を提供すべく、函南町体育館において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し函南町体育館アリーナの照明をLED化したほか、防火シャッター危害防止装置設置工事を実施し、施設運営の経費削減及び利用環境の改善・施設の長寿命化を図った。

備品として、サッカーゴールネット1セット及び乾湿両用掃除機1台を購入した。

(12) 運動公園等管理事業

利用者数は対前年度比、運動公園105.2%、柏谷公園野球場137.2%だった。

運動公園管理では、会計年度任用職員6名で受付、料金徴収、小破修繕の営繕行為や、需用費にて公園内の植栽等を行い快適な空間づくりに努めた。効率的な作業により、維持管理委託、修繕費等の費用節減につながった。

修繕事業においては、運動公園スプリンクラー修繕、運動公園テニスコート人工芝修繕等対応し、利用者が安全で快適に活動できる環境を整備した。備品として、チェンソー1台、消火器4本を購入した

柏谷公園野球場では、定期的な芝生の管理を行い、利用者の環境改善を図った。

(13) 木立キャンプ場管理事業

利用者数は対前年度比113.2%だった。

コロナ禍で一時的に注目を集めていたキャンプは社会情勢の変化もあり、以前ほどの人気を維持できなくなっており、キャンプ場利用者も令和6年度は、昨年と比べ件数が下がった。反面、予約1件あたりの利用人数が増え、全体の利用人数は増加した。

継続した環境整備に資するため、閉場中は次年度の開場に向けて、浄化槽清掃や入口看板面板更新工事を行い、維持管理に努めた。

備品として、木製机3台、椅子6脚を購入した。

議案第44号

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年8月27日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

かなみ仏の里美術館の入館時間を定めるため。

函南町教育委員会規則第 号

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則（平成24年函南町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条見出し中「開館時間」を「開館時間等」に改め、同条中「午後4時30分まで」の次に「とし、入館時間は午前10時から午後4時まで」を加え、同条ただし書中「開館時間」を「これ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

かんなみみの里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則（平成24年函南町教育委員会規則第3号）

旧	新
（開館時間） 第2条 美術館の開館時間は、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、美術館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、<u>開館時間</u>を変更することができる。	（開館時間等） 第2条 美術館の開館時間は、午前10時から午後4時30分までとし、<u>入館時間</u>は午前10時から午後4時までとする。ただし、美術館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、<u>これ</u>を変更することができる。

○かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則

平成24年 3 月30日

教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成23年函南町条例第18号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、かんなみ仏の里美術館（以下「美術館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 美術館の開館時間は、午前10時から午後 4 時30分までとする。ただし、美術館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(1) 火曜日

(2) 火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条各号に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで

(パスポート)

第 4 条 パスポートの交付を受けようとする者は、かんなみ仏の里美術館パスポート交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出するとともに、条例別表第 2 に規定する 1 年の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定によりパスポートの交付を受けた者が、美術館に展示されている仏像群を観覧しようとするときは、パスポートを提示するものとする。

3 前項の規定によるパスポートの提示がないときは、第 1 項の規定によるパスポートの交付を受けていないものとみなす。

4 パスポートの交付を受けた者は、パスポートを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 パスポートには、交付番号、有効期限、住所、氏名、生年月日及び性別を記載するものとする。

6 パスポートの再交付は原則として行わないものとする。

(観覧料の減額)

第 5 条 条例第 5 条の規定による観覧料の減額（パスポートを除く。）を受ける者は次のとおりとし、1 人当たり100円を減額する。ただし、重複の減額を行わない。

(1) 高齢者（満65歳以上の者をいう。）及び障害者（障害者基本法（昭和45年法

律第84号)に定める者をいう。)

(2) 指定難病患者(特定医療費(指定難病)受給者証又は登録者証を有する者をいう。)

(3) 10人以上の団体に観覧する者

(4) 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議発行のSKY広域圏内施設優待券を持参する観覧者

(5) 函南町が発行する割引券を持参する観覧者

(6) 函南町と優待、割引等に関する契約書等を締結した者が発行する会員証等を持参する観覧者

(観覧料の免除)

第6条 条例第5条の規定による観覧料の免除は、次のとおりとする。

(1) 学習活動の一環として教師等の引率により、子ども及び引率者が入館する場合

(2) 前号の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認める場合
(免除の申請等)

第7条 前条の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、観覧しようとする日の3日前までにかなみ仏の里美術館観覧料免除申請書(様式第2号)に必要な事項を記入の上、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可としたときは、かなみ仏の里美術館観覧料免除許可不許可通知書(様式第3号)を交付する。

(施設の利用)

第8条 条例第7条に規定する美術館のうち、多目的室、資料展示室及び敷地内(以下「施設」という。)の貸出しの条件は、次のとおりとする。

(1) 開館時間内の多目的室及び資料展示室の1回の使用期間は、連続する6日間(休館日を除く。)を限度とすること。

(2) 開館時間外の多目的室及び資料展示室の1回の使用期間は、休館日を除く当日1日限りとすること。ただし1日は、午後4時30分から午後9時までとする。

(3) 敷地内の1回の使用期間は、連続する2日間を限度とすること。

(4) 入場料金を徴収しないこと。

(5) 許可を受けた目的以外の展示及び活動をしないこと。

(6) 壁、柱等に貼り紙、釘打ち等をしないこと。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(7) 物品の販売をしないこと。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(8) 館内での飲食、館内及び敷地内での火気使用をしないこと。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(使用の手続)

第9条 施設を使用しようとする者は、かなみ仏の里美術館使用許可申請書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

2 施設の使用許可の受付期間は、使用しようとする日の属する月の3か月前の日の属する月の初日から2か月間とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

3 館長は、施設の使用を許可したときは、かなみ仏の里美術館使用許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 前条第3項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消し)

第11条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき。

(2) 第8条に規定する条件に違反したとき。

(入館入場者の禁止事項)

第12条 美術館に入館し、又は敷地内に入場する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 美術館の施設本体、設備、美術品等を汚損し、又は損傷すること。

(2) 指定の場所以外においての飲食及び火気を使用すること。

(3) 他人の迷惑となるような行為をすること。

(4) 身体障害者補助犬を除く動物同伴の入館をすること。

(5) 仏像展示室内、館内資料等を撮影すること。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(6) 前各号に定めるもののほか、美術館の管理及び運営のため必要な指示に違反すること。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は館長が教育委員会の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日教委規則第7号)

1 この規則は、平成24年11月1日から施行する。

2 この規則の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則(平成24年12月19日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年12月18日教委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月28日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月28日教委規則第 2 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

かなみみの里美術館パスポート交付申請書		
年 月 日 函南町長 氏 名 様 住 所 (申請者) 氏 名 次のとおりパスポートの交付を申請します。		
受 取 人	住 所	申請者と同一の場合、記入は不要です。
	(ふりがな) 氏 名	
	性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
	交 付 番 号	
備 考		

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

かなみみの里美術館観覧料免除申請書		
年 月 日 函南町長 氏 名 様 住 所 (申請者) 団体名 氏 名 次のとおり観覧料の免除を申請します。		
観 覧 日	年 月 日 (曜日)	
観 覧 の 目 的		
観 覧 者 の 人 数	大 人 人 子ども 人	
免 除 の 理 由	☐ 規則第6条 第1号 ☐ 規則第6条 第2号（具体的に記載すること） ()	
免 除 の 内 容	定められた観覧料	円
	免除を受けようとする額	円

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

許可 通知書 不許可 第 号 年 月 日 様 函南町長 氏 名 印 年 月 日 付けで申請のあったかなみの里美術館観覧料の免除について、 許可 次のとおり としたので通知します。 不許可	
正規の観覧料	円
免 除 額	円
理由 規則第6条 第 号に該当	

様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

かなみみの里美術館使用許可申請書	
年 月 日 かなみみの里美術館長 様 住 所 (申請者) 団体名 氏 名 次のとおり（多目的室・資料展示室・回廊・駐車場・大型駐車場・交流広場）の使用許可を申請します。	
使 用 日 時	年 月 日（曜日）午前、午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前、午後 時 分まで
使 用 の 目 的	
使 用 の 内 容 及び利用人員	
使 用 附 属 設 備 ・ 備 品	
備 考	

様式第5号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

かなみみの里美術館使用許可書	
第 号 年 月 日 様 かなみみの里美術館長 氏 名 ㊟ 次のとおり（多目的室・資料展示室・回廊・駐車場・大型駐車場・交流広場）の使用を許可します。	
使用日時	年 月 日（曜日）午前、午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前、午後 時 分まで
使用の目的	
許可条件	1. 使用期間は、上記の使用承認を受けた期間とすること。 2. 入場料金は徴収しないこと。 3. 許可を受けた目的以外の展示・活動をしないこと。 4. 許可を受けないで、壁・柱等へ貼り紙・釘打ち等しないこと。 5. 許可を受けないで、物品の販売、飲食・火気を使用しないこと。 6. 使用を終ったときは直ちにこれを原状に復さなければならない。

様式第1号（第4条関係）	（用紙	日本産業規格A4縦型）
様式第2号（第7条関係）	（用紙	日本産業規格A4縦型）
様式第3号（第7条関係）	（用紙	日本産業規格A4縦型）
様式第4号（第9条関係）	（用紙	日本産業規格A4縦型）
様式第5号（第9条関係）	（用紙	日本産業規格A4縦型）

議案第45号

函南町立幼稚園の学級編制に関する基準について

函南町立幼稚園の学級編制に関する基準を制定したいので、教育委員会での協議を求める。

令和7年8月27日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

少子化、保護者の働き方の変化によるニーズの変化に伴い幼稚園の園児数が減少しており、幼稚園での充実した教育を目的として、効果的な教育活動や円滑な学級運営を確保するため、町立幼稚園の学級編制に関する基準を定めるため。

函南町立幼稚園の学級編制に関する基準

(学級編制の基準)

第1条 函南町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の学級は、同じ年齢（学年の始めの日の前日における年齢をいう。以下同じ。）にある幼児で編制するものとし、1学級の幼児数は、次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる人数とする。

年齢の区分	1学級の幼児数
3歳	15人以下
4歳	25人以下
5歳	25人以下

- 2 前項の規程にかかわらず、教育的効果を考え、状況に応じ連続する学年の年齢の異なる幼児を1学級に編制することができる。
- 3 前2項の規程にかかわらず、当該募集期間において入園を希望する3歳の幼児が10人未満の幼稚園においては、3歳の幼児の学級を編制しないことができる。ただし、4歳の幼児数と合わせて10人を超える場合は、3歳の幼児の学級を編制するものとする。
- 4 前項の規程により3歳の幼児の学級を編制しなかった幼稚園については、当該年度の翌年度の4歳の学級及び翌々年度の5歳の学級を編制しないものとする。
- 5 第1項の規程にかかわらず、翌年度における入園又は在籍を希望する幼児数が、同行の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる人数の上限（以下「受入可能人数」という。）を超える場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、当該人数に10分の1を乗じて得た人数を受入可能人数として、学級を編制することができる。
- 6 町長が特に必要と認めたときは、前各項の規程にかかわらず、学級編制をすることができる。

(学級編制の基準日等)

第2条 教育委員会は、幼稚園の入園式を行う日（以下「基準日」という。）に在籍する幼児数に基づき当該年度の学級編制を決定する。

- 2 前項の規程により決定された学級編制は、基準日後においては、幼児数が増加し、又は減少することにより当該幼児数に基づき前条の規定により定められる学級編制との間に差異が生じた場合にあっては、変更を行わないものとする。ただし、幼児数に著しい増加又は減少により幼稚園運営に重大な支障が生じると教育委員会が認めたときはこの限りでない。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は令和8年4月1日から施行する。

三島市立幼稚園の学級編制等に関する基準

(学級編制の基準)

第1条 三島市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の学級は、同じ年齢（学年の初めの日の前日における年齢をいう。以下同じ。）にある幼児で編制するものとし、1学級の幼児数は、次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる人数（3歳の多胎児に係る1学級の幼児数にあつては、当該多胎児を幼児1人とみなす。）とする。

年齢の区分	1学級の幼児数
3歳	25人以下
4歳	30人以下
5歳	30人以下

- 2 前項の規定にかかわらず、教育的効果を考え、状況に応じ連続する学年の年齢の異なる幼児を1学級に編制することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該募集期間において入園を希望する3歳の幼児が10人未満の幼稚園においては、3歳の幼児の学級を編制しないものとする。
- 4 前項の規定により3歳の幼児の学級を編成しなかった幼稚園については、当該年度の翌年度の4歳児の学級及び翌々年度の5歳児の学級を編成しないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、翌年度における入園又は在籍を希望する幼児数が、同項の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる人数の上限（以下「受入可能人数」という。）を超える場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、受入可能人数に当該人数に10分の1を乗じて得た人数を加えた人数を限度として、学級を編成することができる。

(学級編制の基準日等)

第2条 教育委員会は、幼稚園の入園式を行う日（次項において「基準日」という。）に在籍する幼児数に基づき当該年度の学級編制を決定する。

- 2 前項の規定により決定された学級編制は、基準日後においては、幼児数が増加し、又は減少することにより当該幼児数に基づき前条の規定により定められる学級編制との間に差異が生じた場合にあつても、変更を行わないものとする。ただし、幼児数の著しい増加又は減少により幼稚園運営に重大な支障が生じると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成11年4月1日から施行する。

(3歳の幼児の受入れに関する特例)

2 入園を希望する3歳の幼児数が、各幼稚園の受入可能人数を超えたときは、抽選により入園を決定するものとする。この場合において、1の家族の多胎児（同じ年齢の多胎児に限る。）に係る抽選にあつては、当該多胎児全員の入園を1の抽選により決定する。

附 則

この基準は、制定の日（平成28年8月5日）から施行し、改正後の第1条第3項の規定は、平成31年度（坂幼稚園にあつては、教育委員会が平成29年度以降において決定する年度）に入園する3歳の幼児の募集から適用する。

附 則（平成29年6月2日制定）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月6日制定）

この基準は、制定の日から施行する。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭和三十三年五月一日)

(法律第百十六号)

第二十八回通常国会

第一次岸内閣

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律をここに公布する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「特別支援学校」とは、学校教育法に規定する特別支援学校で小学部又は中学部を置くものをいう。

3 この法律において「教職員」とは、校長、副校長及び教頭(中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長、副校長及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、副校長及び教頭とする。)、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)並びに事務職員(それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。)をいう。

(昭三八法一八一・昭四四法二九・昭四九法七〇・昭四九法九〇・平五法一四・平一〇法一〇一・平一三法二二・平一三法一〇五・平一六法四九・平一八法五三・平一八法八〇・平一九法九六・平二〇法七三・平二七法四六・一部改正)

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いとかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。))を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。)町村の設置する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。))又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。))の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。 <u>次条第二項</u> において同じ。))	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	<u>学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級(以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。))</u>	八人
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。 <u>同項</u> において同じ。))	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

3 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

(昭三八法一八一・昭四四法二九・昭四九法九〇・昭五五法五七・平五法一四・平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一三法二二・平一八法八〇・平一九法九六・平二三法一九・平二七法四六・平二六法五一(平二七法四六)・平二九法五・令三法一四・一部改正)

(学級編制)

第四条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

2 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人)を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

(昭三八法一八一・旧第五条繰上・一部改正、平二三法一九・平二六法五一・一部改正)

(学級編制についての都道府県教育委員会への届出)

第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条第一項の学級編制を行ったときは、遅滞なく、都道府県教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編制を変更したときも、同様とする。

(昭三八法一八一・旧第六条繰上、昭四四法二九・昭四九法九〇・昭五五法五七・平一一法八七・平二三法一九・平二六法五一・一部改正)

(都道府県小中学校等教職員定数等の標準)

第六条 各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第六条に規定する施設を含む。以下この項において同じ。)に置くべき教職員の総数(以下「都道府県小中学校等教職員定数」という。)並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」という。)は、それぞれ、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数ごとに、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

2 都道府県小中学校等教職員定数については、第七条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに第九条第一号から第三号までに規定する学級の数、第三条第二項の規定により都道府県教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

(昭四四法二九・全改、昭四九法九〇・昭五五法五七・平五法一四・平一〇法一〇一・平二〇法七三・平二三法一九・平二六法五一(平二七法四六)・平二七法四六・一部改正)

第六条の二 校長の数は、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

(平五法一四・追加、平一〇法一〇一・平二七法四六・一部改正)

第七条 副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下「教頭及び教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。)の合計数

学校の種類	学校規模	乗ずる数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	一学級及び二学級の学校	一・〇〇〇
	三学級及び四学級の学校	一・二五〇
	五学級の学校	一・二〇〇
	六学級の学校	一・二九二
	七学級の学校	一・二六四
	八学級及び九学級の学校	一・二四九
	十学級及び十一学級の学校	一・二三四
	十二学級から十五学級までの学校	一・二一〇
	十六学級から十八学級までの学校	一・二〇〇
	十九学級から二十一学級までの学校	一・一七〇
	二十二学級から二十四学級までの学校	一・一六五
	二十五学級から二十七学級までの学校	一・一五五
	二十八学級から三十学級までの学校	一・一五〇
	三十一学級から三十三学級までの学校	一・一四〇
	三十四学級から三十六学級までの学校	一・一三七

教育・保育に関する現状について

1 幼稚園・保育園別園児数(人)

令和7年7月1日現在

施設名	3歳	4歳	5歳	計	施設名	定員	4月	7月	対象
二葉こども園(1号)	5	4	4	13	西部保育園	190	174 (176)	176 (178)	1Y~就学前
二葉こども園(2号)	9	14	6	29	若葉保育園	45	33 (34)	34 (35)	8M~就学前
春光幼稚園	11	13	19	43	ひまわり保育園	60	59 (59)	61 (61)	2M~就学前
丹那幼稚園	8	4	7	19	函南さくら保育園	120	118 (127)	123 (132)	6M~就学前
間宮幼稚園	6	13	16	35	仁田マーガレット保育園	120	130 (133)	132 (136)	2M~就学前
みのり幼稚園	3	5	11	19	はなみずき保育園	60	65 (66)	67 (68)	2M~就学前
自由ヶ丘幼稚園	22	26	38	86	保育所グロアアップ函南園(小規模)	19	16	17	6M~2Y
計(2号除く)	55	64	95	214	仁田ふじさん保育園(小規模)	19	17	21	2M~2Y

【こども園2号含む】 693 641 660

() 町外受託児含む (657) (677)

2 幼稚園入園児数推移(人)

(毎年5月現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
園児数	455	438	420	353	317	260	214
前年比	—	△17	△18	△67	△36	△57	△46

※公立は、春光、丹那、間宮、二葉、みのり、自由ヶ丘幼稚園

※二葉幼稚園は令和4年4月よりこども園に変更

3 保育園入園児数の推移(人)

(毎年5月現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
園児数	595	597	586	633	651	662	666
前年比	—	2	△11	47	18	11	4

※公立園は、西部、若葉保育園、二葉こども園(2号)

※私立園は函南さくら、仁田マーガレット、ひまわり、はなみずき保育園(R5開園)、

小規模保育所は保育所グローアップ函南園(R3開園)、仁田ふじさん保育園(R3開園)

4 出生数の推移(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	253	246	229	211	189	173	156
前年比	—	△7	△17	△18	△22	△16	△17

5 令和6、7年度 月別出生数(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和6年度 出生数	5	20	10	15	14	13	12	11	18	15	15	8	156
令和7年度 出生数	17	17	14	15									63
前年比	12	△3	4	0									

6 待機児童数の推移(人)

待機児童数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月1日時点	9	20	27	16	5	0	0
うち0~2歳児	8	19	27	15	5	0	0
10月1日現在	15	40	18	20	15	3	—
うち0~2歳児	15	39	18	19	15	3	—

令和7年度 幼稚園園児数一覧表

(令和7年8月1日 現在)

	3 歳 児					4 歳 児					5 歳 児					合 計			
	男	女	計	クラス数	定員	男	女	計	クラス数	定員	男	女	計	クラス数	定員	男	女	計	クラス数
春光幼稚園	5	6	11	1	20	8	5	13	1	35	10	9	19	1	35	23	20	43	3
丹那幼稚園	3	5	8	1	20	2	2	4	1	35	3	4	7	4.5歳児 複式学級		8	11	19	2
間宮幼稚園	5	1	6	1	20	5	8	13	1	35	10	6	16	1	35	20	15	35	3
みのり幼稚園	0	3	3	1	20	3	2	5	3.4歳児 複式学級		6	5	11	1	35	9	10	19	2
自由ヶ丘幼稚園	11	11	22	2	40	11	15	26	2	70	18	20	38	2	70	40	46	86	6
二葉こども園 1号	4	1	5	1	15	3	1	4	1	15	1	3	4	1	15	8	5	13	3
合 計	28	27	55	7	135	32	33	65	5	190	48	47	95	6	190	108	107	215	19

	3 歳 児					4 歳 児					5 歳 児					合 計			
二葉こども園 2号	4	5	9	1	20	7	7	14	1	20	3	3	6	1	20	14	15	29	3

こども園 合計	8	6	14	1	35	10	8	18	1	35	4	6	10	1	35	22	20	42	3
幼稚園・こども園合計	32	32	64	7	155	39	40	79	6	210	51	50	101	6	210	122	122	244	19

幼稚園・こども園規則定員合計 985

今年度クラス編成定員合計

515

令和 8 年度 新入園申込書提出者数

園/歳児	春光幼稚園		丹那幼稚園		二葉こども園		間宮幼稚園		みのり幼稚園		自由ヶ丘幼稚園		合 計	
3歳児	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	3	1	0	2	0	0	1	3	4	3	5	9	13	18
	4		2		0		4		7		14		31	
4歳児	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0		0		0	
5歳児	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	1		0		0		0		0		0		1	
合 計	5		2		0		4		7		14		32	

議案第46号

函南町立幼稚園規則の一部を改正する規則について

函南町立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定したいので、内容について教育委員会での協議を求める。

令和7年8月27日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準が見直されたため、幼稚園の学級数を改正するため。また、第11条に定める休業日を実情に合わせて変更するため。

函南町立幼稚園規則（昭和39年函南町教育委員会規則第1号）

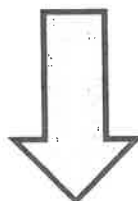
旧				新			
第6条 この幼稚園の学級数及び収容定員は、それぞれ次のとおりとする。				第6条 この幼稚園の学級数及び収容定員は、それぞれ次のとおりとする。			
幼稚園名	学級数			幼稚園名	学級数		
	3歳児	4歳児及び5歳児	収容定員		3歳児	4歳児及び5歳児	収容定員
春光幼稚園	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>180人</u>	春光幼稚園	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>65人</u>
丹那幼稚園	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>70人</u>	丹那幼稚園	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>65人</u>
二葉こども園	<u>2</u>	<u>2</u>	105人	二葉こども園	<u>3</u>	<u>4</u>	105人
間宮幼稚園	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>180人</u>	間宮幼稚園	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>65人</u>
みのり幼稚園	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>180人</u>	みのり幼稚園	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>65人</u>
自由ヶ丘幼稚園	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>270人</u>	自由ヶ丘幼稚園	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>195人</u>
第7条 この幼稚園の4歳児及び5歳児の1学級当たりの幼児数は、<u>35人</u>以内とする。ただし、特別の事情あるときは<u>40人</u>までとすることができる。 2 この幼稚園の3歳児の1学級当たりの幼児数は、<u>20人</u>以内とする。ただし、特別の事情のあるときは<u>25人</u>までとすることができる。				第7条 この幼稚園の4歳児及び5歳児の1学級当たりの幼児数は、<u>25人</u>以内とする。ただし、特別の事情あるときは<u>30人</u>までとすることができる。 2 この幼稚園の3歳児の1学級当たりの幼児数は、<u>15人</u>以内とする。ただし、特別の事情のあるときは<u>20人</u>までとすることができる。			
第11条 休業日は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略				第11条 休業日は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略			

旧	新
(4) 夏季休業日 7月 <u>20</u> 日から8月31日までの間において、園長の定める期間 (5) (略) (6) 学年末休業日 3月 <u>21</u> 日から3月31日までの間において、園長の定める期間 (7) (略) 2 (略)	(4) 夏季休業日 7月 <u>15</u> 日から8月31日までの間において、園長の定める期間 (5) (略) (6) 学年末休業日 3月 <u>15</u> 日から3月31日までの間において、園長の定める期間 (7) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

旧	3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	学級数	1クラス人数	学級数	1クラス人数	学級数	1クラス人数	合計学級数	収容定員
春光幼稚園	2	40	2	70	2	70	6	180
丹那	1	20	1	25	1	25	3	70
二葉	2	35	1	35	1	35	4	105
間宮	2	40	2	70	2	70	6	180
みのり	2	40	2	70	2	70	6	180
自由ヶ丘	3	60	3	105	3	105	9	270
								985

1号15人
2号20人



新	3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	学級数	1クラス人数	学級数	1クラス人数	学級数	1クラス人数	合計学級数	収容定員
春光幼稚園	1	15	1	25	1	25	3	65
丹那	1	15	1	25	1	25	3	65
二葉	3	35	2	35	2	35	7	105
間宮	1	15	1	25	1	25	3	65
みのり	1	15	1	25	1	25	3	65
自由ヶ丘	3	45	3	75	3	75	9	195
								560

1号15人
2号20人

【例規整備】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(保育士・保育従事者の配置基準の見直し)

公布年月日番号 令和6年3月13日内閣府令第18号

施行年月日 令和6年4月1日

<本稿のポイント>

- 保育所、小規模保育事業所(C型を除く)及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準(最低基準)を見直し
- 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士・保育従事者の配置基準は、最低基準に従い市町村の条例で定めることとされているため、基準条例の改正が必要(ただし、経過措置により、当面は条例改正を行わないことも可能)
- 最低基準の改正趣旨・改正内容と併せて最低基準の改正に準じて改正を行う場合の条例整備例を紹介

<はじめに>

令和6年3月13日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令^{※1}(令和6年内閣府令第18号。以下「一部改正府令」といいます。)により、保育所、小規模保育事業所(C型を除く)及び事業所内保育事業所(以下「保育所等」といいます。)における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されます。

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士・保育従事者の配置基準については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)に定める基準に従い市町村の条例で定めることとされているため、各市町村においては、当該基準を定める条例の改正が必要になります^{※2}。

本稿では、一部改正府令による改正内容とそれにより必要となる市町村条例の改正について、条例整備例を掲げて解説します。

※1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)は、それぞれ厚生省令、厚生労働省令として制定されたものであるが、こども家庭庁への移管に伴い、現在では、内閣府令として効力を有しています。

※2 後述の経過措置により、当面は条例改正を行わないことも可能です。

<一部改正府令による最低基準の改正内容>

保育所等に配置する従業者及びその員数については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の1第1項及び第2項並びに第45条第1項及び第2項において、内閣府令で定める最低基準に従い条例で基準を定めることとされており、当該内閣府令で定める最低基準では、満4歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準は、児童おおむね30人につき1人以上と定められていることです。

この保育士・保育従事者の配置基準(最低基準)については、令和5年12月に取りまとめられた「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)」とされたことから、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正し、次の見直しを行うこととされました。また、満3歳児に係る保育士・保育従事者の配置基準(最低基準)についても併せて次の見直しを行うこととされました。

■保育士・保育従事者の配置基準(最低基準)の見直し内容

現行	改正後
満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人以上	満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人以上
満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人以上	満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人以上

■児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正内容

赤字：改正前の字句 青字：改正後の字句

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね~~二十~~^{二十五}人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね~~三十~~^{二十五}人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和7年8月定例教育委員会分)

令和7年8月27日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	多言語で世界につながる冒険に出かけよう！～高校留学の体験談を聞いてみよう～	一般財団法人 言語交流研究所ヒッポファミリークラブ 代表理事 鈴木 堅史	令和7年9月13日(土) 韮山時代劇場	無料	有	有
2	メディメッセージ2025	メディメッセージ2025実行委員会 会長 住吉 進也	令和7年11月15日(土)～11月16日(日) プラサヴェルデ	無料	有	有
3	静岡県東部支部私立学校相談会	静岡県私学協会東部支部 支部長 蒔苗 博道	令和7年10月26日(日)、令和7年11月9日(日) ふじさんめっせ、キラメッセぬまづ	無料	有	有
4	函南・みんなの平和展	函南・みんなの平和展実行委員会 代表 相田 伸久	令和7年11月2日(日)、11月3日(月) 三島市民文化会館 大ホール	無料	有	有
5	第29回 宇宙と天文の講演会	公益財団法人 国際文化交友会 月光天文台 代表理事 永石 安明	令和7年9月7日(日) 月光天文台プラネタリウム	無料	有	有
6	以下余白					
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

2025年7月15日

函南町教育長 様

申請者

住 所 伊豆の国市

氏 名 太田 初音

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	多言語で世界につながる冒険に出かけよう！ ～高校留学の体験談を聞いてみよう～		
期 日	2025年9月13日(土)10:00～12:00		
会 場	菰山文化センター(菰山時代劇場)		
主催者	団体名	一般財団法人 言語交流研究所ヒップファミリークラブ	
	代表者	鈴木 堅史	
	所在地	東京都渋谷区渋谷 2-2-10 青山 H&M ビル	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	伊豆の国市教育委員会(申請中)

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	国際化が進み、子どもたちは益々国際化が必要とされていく時代です。英語だけでなく多言語に触れることにより、異文化理解が更に深まります。そして親子で参加することで、地域の更なる国際化への一助を担うことを目的としています。		
事業内容	・当日の主旨と流れ、概要 ・世界の音楽や世界のことば、考えにふれる ・留学に行った高校生の体験談を聞く ・質疑応答、グループディスカッションなど		
申請理由	広く町民の方に周知し、来場してもらうため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

1. 実施要項

■事業名称：教育ワークショップ

『多言語で世界へつながる～高校留学の体験談を聞いてみよう』

■日時と会場：

2025年 9月13日（土）10：00～12：00 葦山時代劇場

■事業目的：内閣府からの「グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。」という提言を始め、文部科学省の長年にわたる「グローバル化に対応した教育改革」をふまえた審議会においても、今後英語はもとより「国民一人一人にとって異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になる。」「外国語教育の充実や、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、諸外国との相互理解を増進するとともに、我が国の国際化の促進に寄与すること」の重要性がうたわれています。実際にこの地域においても、アジア圏を始め英語話者以外の外国籍の方が増加しています。次代に必要な「多文化・多言語・多民族の人たちと協調できる多様性、真のコミュニケーション力」について市民の皆様と考えることで、地域の更なる国際化への一助を担うことを目的とします。

■事業内容：多言語ワークショップ

- | | |
|----------------------|-------------|
| ①当日の主旨と流れ 概要 | (約 15 分) |
| ②世界の音楽や世界のことば、考えにふれる | (約 30 分) |
| ③高校生による留学体験談 | (約 30～40 分) |
| ④質疑応答、感想など | (約 15 分) |

■参加対象：伊豆の国市、函南町及び近隣に在住の方

■参加予定人員：30名

■入場料：無料

■主催：言語交流研究所・ヒッポファミリークラブ

■団体連絡先：一般財団法人 言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ
東京都渋谷区渋谷 2-2-10 青山 H&A ビル TEL.03-5467-7041 (代)

■地域連絡先：伊豆の国市

太田初音

2 開催主旨

近年の急速なグローバル化が進む中で、長年の学習指導要領「生きる力」でも「日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。」がうたわれています。文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を受けて平成26年2月に設置された有識者会議にて審議され整理された中にも「現在、学校で学ぶ児童生徒が卒業後に社会で活躍するであろう2050（平成62）年頃には、我が国は、多文化・多言語・多民族の人たちが、協調と競争する国際的な環境の中にあることが予想され、そうした中で、国民一人一人が、様々な社会的・職業的な場面において、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが想定される」「これからは、国民一人一人にとって、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になる。」と述べられています。更に「ユネスコ（国連教育科学文化機関）は多言語・多文化尊重の考えに立つ政策の実行を世界に向けて提案している国際社会と言語の動向の中で、諸外国においては外国語教育を強化し、人々が多言語を使う能力を身に付ける傾向が生じている。我が国においても、国際化時代における日本人の言語能力を総合的に考える視点に立って、母語としての日本語の教育と、外国語の教育を一層充実させていくことが望まれる。」とも述べられ、英語も尊重しつつ、広くアジアや他地域にも目を向けた教育や体験も重要視されるようになりました。

実際に、在留外国人数も、160カ国にもおよび、特にアジア諸国からの在留者は多く、都会だけに限らず、この地

域においても身近に「国際化」を誰もが実感する時代です。今では外国語が即＝英語を意味するわけではない、新しい状況が生まれており、私たち(財)言語交流研究所がテーマとしてきた「国際交流活動」「異文化理解」「多言語教育」などの意義が大きなものとなりつつあります。これからの時代を生きていく子どもたちは多かれ、少なかれ、英語圏のみに限らない、更に豊かな、多様性に対応できる国際的感覚を必要とされていくでしょう。

(財)言語交流研究所は「これからの世の中、どこの国のどんな人とも仲良くやっていける青少年・人材を育てたい」という思いから発足した一般財団法人で、今年で設立 42 周年になります。ホームステイによる多国籍国際交流活動、多言語を含めた「ことばと人間」に関する自然科学的探究を行い、国籍と文化的背景を超えたすべての人間相互の親睦交流を図り、国際間の理解と人類の共生に貢献する活動を行っております。その中で「人間の自然な言語獲得」についてや「どんな人にも壁を作らず、自分から心開き、柔軟で多様な対応ができる、真のコミュニケーション能力をも育む多言語の可能性」についても、見つけてまいりました。

多国間交流においても、長年毎年のように外務省招聘留学生や、独立行政法人国際協力機構(JICA)招聘の、海外からの研修生などを始め、各県・市や団体からも依頼を受け、毎年のように、120 カ国以上、年間 5000 名を超える人たちの、ホームステイ受け入れも(一泊～一年などさまざま)を無償で行い、国境や民族を超えて、真に平らな交流を重ね参りました。

この伊豆の国市や函南町をはじめ、沼津市・富士市・御殿場近郊地域でも、例年、横浜国立大学の留学生、ACC 日本語学校、富士山日本語学校などから、毎年ホームステイの受け入れ依頼を受け、近年だけでもマレーシア、インドネシア・中国・ベトナム・イエメン・タイ・アメリカ・ドイツ・モンゴル・・・など各国からの留学生などのホームステイ受け入れを無償でしてまいりました。

尤も、過去のコロナ禍によりオンライン相互交流に切り替わったものもありますが、昨年この地域だけでも青少年や家族が、ベトナム、モンゴル、メキシコ、台湾、韓国など世界の多くの生身の相手との交流を育み、書籍や机上だけでは得られない、感動する相互理解をすることができました。

また、留学という点では、この地域からもドイツ、メキシコ、アメリカ、オーストラリアなどに留学した地域高校生もあり、静岡県主催の留学報告会にても、留学体験を報告させていただきました。そしてその延長として、全国規模での文部科学省及び国際交流基金のご後援もいただいた「親子で考える留学説明会」も開催し好評をいただきました。

尚、これまでの活動研究成果として多言語的観点から古代書物を読み解いた『人麻呂の暗号』(新潮社・1989 年 1 月発行・60 万部発行)をはじめとして、いくつかの書籍も出版しておりますが、特に 1988 年に出版した理工学系の『フーリエの冒険』をはじめ『量子力学の冒険』『DNA の冒険』(ヒップファミリークラブ刊)は、英語でも翻訳され、全米で出版。『量子力学の冒険』は、古くからの当研究所の理解者でもある物理学者、南部陽一郎氏(シカゴ大学名誉教授・2008 年 10 月ノーベル物理学賞受賞)に監修していただきました。これらの冒険シリーズは、日本国内では、各大学や高専で、英語版は現在コーネル大学、ボストン大学、テキサス大学、コロラド大学など、各地の大学で、大学の教科書としても採用され、英語版のほか、韓国語、中国語、スペイン語にも翻訳されています。

また、文部科学省のご後援もいただいて、東京大学大学院の酒井邦嘉教授と世界的にも有名なマサチューセッツ工科大学言語学教授、スザンヌ・フリン教授の教育講演会などもこれまで数多く実施しておりますが、2016 年より、両教授と当研究所による、多言語と脳科学の関係についての共同研究も始まり、その成果(脳価格と多言語の関係)が科学的にも今年、2021 年 3 月に証明され、世界的に論文として発表されました。

東京女子医科大学医学部長の岩田誠教授や、愛知大学名誉教授の坂東昌子教授、JT 生命誌研究館館長の中村桂子先生など、古くから当研究所の研究活動、意義にご賛同くださり、研究活動に直接長年協力をしてくださっていますが、このような 40 年の実践と成果を踏まえ、このワークショップを通して、少しでも、地域の更なる国際化に貢献したく存じます。

21 世紀を迎え日本社会のグローバル化が音を立てて進んでいる今日、異文化を理解し、多様に対応できるコミュニケーション能力の向上は今後ますます必要不可欠です。本ワークショップでは、次代を担う子供にとってだけではなく、大人が地域で生活をしていく上でも必要な「真のコミュニケーション力とは何か」「国際社会の一員として必要な心のあり方とは」を皆様と考えられる機会になればとも思います。

多言語で世界がつながる冒険に出かけよう!
～家族で楽しむ日常から世界へ～



親子で参加できる多言語でわくわく♪ワークショップ

「多言語で世界へつながる」
～高校留学の体験談を聞いてみよう～

9月13日(土) 10:00～12:00

会場: 葦山時代劇場【映像ホール】

※0才の赤ちゃんから大人、シニア世代までどなたでも。
ご家族でもおひとり(高校生以上)でもご参加いただけます。

参加
無料

主催: 一般財団法人言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ
後援: 伊豆の国市教育委員会、函南町教育委員会



↑参加申込みはコチラの
QRコードから

当日の内容

- 世界のいろいろなことばに触れて遊ぶ
 - 留学、ホームステイ体験談
 - 感想、シェアなど
- ※参加希望で日程のご都合が合わない方はHPからお問い合わせください



普段は赤ちゃんから大人の多世代の仲間と一緒に世界の音楽やことばに触れています

Special presents!

～高校留学の体験談を聞いてみよう～
留学国：メキシコ 安達結人(高3)



ヒポファミリークラブの高校交換留学プログラムでは、約1年間ホームステイしながら現地の高校に通います。多感な年代を日本とはまったく違う文化、環境の中で過ごし、その違いを研ぎとして自分見つける体験をします。
【送り出した親の声】



こんな人におすすめ

- ・多言語の環境を体感してみたい!
- ・海外へホームステイ・留学に興味がある
- ・我が家でホームステイを受け入れたい!
- ・親子で世界を感じながら楽しく子育てしたい
- ・家族で一緒に楽しめることを探している
- ・両親の母語を子どもに残したい
- ・英語だけの時代ではないと思っている

多文化♪多言語♪多世代♪

言語交流研究所 ヒポファミリークラブ

国や人種の違いを超えて、どんなことばを話す人ともコミュニケーションをできるようになれば…。そんな思いから1981年、多言語(いくつものことば)を自然習得(母語の習得プロセス)するヒポファミリークラブは誕生しました。本来人間は誰もが「どんなことばでも」「いくつでも」話せるようになる自然の力を持っています。
子どもたちを取り巻く環境は、日々大きく変化しています。どんなこともすぐにAIが答えてくれる便利な世の中になりつつあります。私たちが大切にしているのは、「ことばは豊かな人の関係性で育つ」ということ。そして、人間が本来持っている想像する力が働く環境をつくり続けています。

YouTubeで話題沸騰!



Kevin English Room
【英語×コメディ×教育系】

アメリカ出身のケビン、純ジャパのかけ、ヒポ育ちのやまちゃん3人で活動中の人気グループ。やまちゃんは日本生まれ日本育ちですが、ヒポファミリークラブで幼少期から多言語に触れて身についた自然な英語力に、ネイティブのケビンも驚愕!

東京大学×MIT×LEX/Hippoの共同研究

多言語活動の重要性が脳科学的に明らかに

2016年からスタートした共同研究の成果が、イギリスの科学雑誌Natureの姉妹誌 Scientific Reports で発表されています。

【2021年3月】「多言語話者は2言語話者より新しい言語の習得時に脳活動が活発になる」ことが、脳科学的に実証されました。

【2024年1月】「第3、第4言語を習得する際に使われる脳の部位が、母語の習得にかかわる部位と同じである」ことを世界で初めて特定。そのことにより「何歳になっても子どもと同じように、新しい言語を習得することが可能である」ことが裏付けられました。



多言語の音声に触れることで誰でも新たな言語を柔軟に習得することが可能です。また多言語を同時に習得することで、効果が相乗し相乗効果を生みます。

酒井邦雄教授(東京大学大学院総合文化研究科/言語脳科学)

お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 言語交流研究所 ☎ 0120-557-761
受付時間: 平日10:00~17:30
ヒポファミリークラブ <http://www.lexhippo.gr.jp/>

本 部: 東京都渋谷区渋谷2-2-10 青山H&Aビル3F TEL.03-5467-7041
中 部: 名古屋市東区名駅5-30-1いちご名駅ビル9F TEL.052-581-6531
岡 西: 大阪市中央区南船場1-3-12 天満橋ターミナル7F TEL.06-4790-7291
西日本: 広島市西区高須2-2-19 TEL.082-274-8848
九 州: 福岡市中央区貝島1-9-305 TEL.092-715-3859

ヒポについてはこちらから▶



(第1号様式)

令和7年 7月 30日
22日

函南町教育委員会

申請者 住 所 〒422-8005 静岡市駿河区池田 156-2
メディメッセージ2025実行委員会
氏 名 会長 住吉進也
(連絡先) 054-655-6600

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	メディメッセージ2025		
期 日	令和7年11月15日(土)～ 令和7年11月16日(日) 10時 00分 ～ 16時 30分		
会 場	プラサヴェルデ (キラメッセぬまづ 多目的ホール)		
主催者	団体名	メディメッセージ2025実行委員会	
	代表者	会長 住吉進也	
	所在地	〒422-8005 静岡市駿河区池田 156-2	
共催又は 後援団体	○ 有 無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	主催者の一部として、静岡県、静岡県医師会、 ファルマバレーセンター、協和医科器械、ア ルパース
		後 援	沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、裾野 市、富士市、富士宮市、御殿場市、清水町、 函南町、長泉町、小山町、静岡県、及び各教 育委員会 (予定)

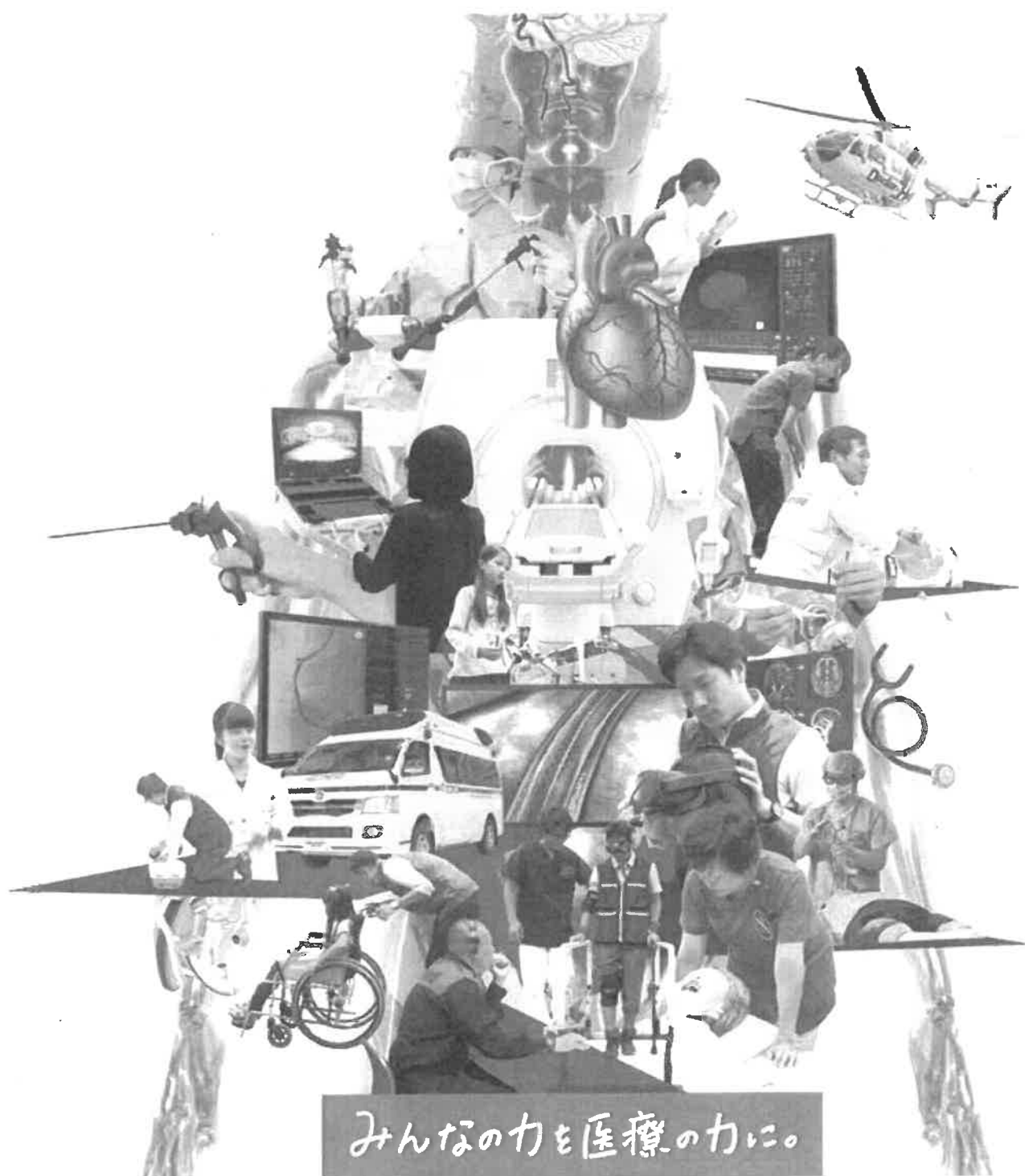


事業の対象 と 目 的	(対象者) どなたでも (事業の目的) 医療現場の姿や医療技術を地域の皆様に公開して対話を図り、よりよい医療環境の実現を目指す。 ・治療や予防、検査に関する情報と体験を提供し、健康的に生きる社会を目指す。 ・若い世代に医療の仕事を知っていただき、担い手づくりに貢献する。 ・医療現場の取組みを発信し、地域社会全体で支える医療環境の実現を目指す。		
事業内容	急性期における医療技術・医療情報の紹介 ・オペ室の再現とシミュレータを使用した腹腔鏡手術の実演ほか 地域医療を支える仕事や医療技術の紹介 ・ドクターを中心とした医療チームによるトークライブの開催ほか		
申請理由	広く地域の皆様に知っていただくことで、来場者に医療現場の今を伝え、未来の医療について考えるきっかけを提供し静岡県によりよい医療環境を築いていくための機会とする為。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

この地域の未来のために、いま学ぼう。



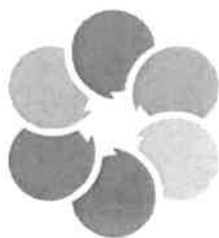
みんなの力を医療の力に。

メデイメッセージ 2022

11月26日(土)27日(日) キラメッセぬまづ
多目的ホール (10:00-16:30)

入場無料

一般公開



MEDI-Message

主催：メディメッセージ2022実行委員会

(静岡県、一般社団法人静岡県医師会、静岡県医師会ふじのくに医療センター、静岡県医師会ファルマパレーセンター、協和医科器械株式会社、株式会社アルパース)

事務 局： 協和医科器械株式会社 054-655-6600

[illegible]

後援団体：(公)社)静岡県医師会、(公)社)三島市医師会、(社)三島市医師会、(社)富士宮市医師会、(社)富士市医師会、(社)御殿場市医師会、沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、清水町、函南町、長泉町、小山町、静岡県教育委員会、沼津市教育委員会、三島市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、沼津市教育委員会、富士宮市教育委員会、富士市教育委員会、御殿場市教育委員会、清水町教育委員会、函南町教育委員会、長泉町教育委員会、小山町教育委員会。

<https://www.medi-message.com/>

※写真はメディメッセ2019のものです

みんなの力を医療の力に。



この地域に安心できる医療環境をつくりあげていこうという思いから、メディメッセージがスタートしたのは2008年。医療の現場で働く医療従事者が力を合わせ、地域の皆様に本物の医療技術を体験する機会を届けてきました。会場に訪れたことがきっかけで医療の道に進み、医療の現場で働いている人たちもいます。よりよい医療環境の実現を願って、静岡県を大きなひとつの医療チームに。それが私たちの願いです。

／ 本物の医療技術に触れて学ぶ **体験コーナー** がたくさん! ／



内視鏡の操作



腹腔鏡の手術トレーニング



超音波検査装置



画像診断

オペ室再現スペース

シミュレーターでリアルに再現!

現役の医療チームが実演、解説します。

実演



急性心筋梗塞から命を救う!
心臓カテーテル
の実演

麻酔から摘出まで!
腹腔鏡胆のう摘出術
の実演

1日目 11月26日(土)

10:30 富士市立中央病院

1日目 11月26日(土)

14:30 富士宮市立病院

2日目 11月27日(日)

10:30 静岡医療センター

2日目 11月27日(日)

14:30 沼津市立病院

トークライブ

医療の現場から、若い世代に届けたい

メッセージがあります。

1日目 11月26日(土)

11:30

ドクターヘリからの
メッセージ

順天堂大学医学部附属静岡病院
ドクターヘリチームの体験と想い

13:00

チームで挑む放射線診療
静岡県立静岡がんセンター
放射線診療チーム4人が登場

2日目 11月27日(日)

11:30

新型コロナの過去・今・未来
静岡県×静岡県立静岡がんセンター
感染症対策に関わった医師が今語る

13:00

医師を目指す
次の世代の人たちへ
静岡医療センター
指導医×研修医によるメッセージ



※写真は過去に開催されたメディメッセージで撮影したものです

お子様限定

スタンプラリーも開催予定!
楽しみながら体験してください。



新型コロナウイルスの感染予防対策を実施しています。

※発熱など体調にご不安のある方や咳・くしゃみなどの症状がある方は参加をお控えください。
※混雑状況により入場をお待ちいただく場合があります。



会場でのアルコール
消毒液の設置と除菌
清掃を徹底します。



対応スタッフは
全員マスクを
着用します。



会場は、
定期的に換気
を行います。

＜写真・映像撮影に関するお願い＞

会場内では記録撮影やメディアによる取材を行っておりますので、来場者個人の肖像は、下記目的で使用される場合があることに同意のうえでご入場願います。①メディア等にて放映・掲載されること ②主催者による開催報告や次年度以降の開催告知のために使用されること

アクセス

展示イベント施設

キラメッセぬまづ

1F 多目的ホール

静岡県沼津市大手町1-1-4

TEL:055-920-4100

● 東海道本線「JR沼津駅」北口より
徒歩3分。

● 有料駐車場あり

※当日は混雑が予想されますので、
出来るだけ公共交通機関をご利用ください。



メディメッセ 2022

開催のご報告

みんなの力を医療の力に。

開催日時 **11月26日(土)・27日(日)** 10:00 - 16:30 会場 **キラメッセぬまづ 多目的ホール**

ご協力いただきありがとうございました。



2019年にツインメッセ静岡で開催して以来3年ぶりの開催となりましたが、開場前から入場待ちの列ができ、地域の皆様からの期待を感じることができました。入場者登録による会場内滞在人数の把握、こまめなアルコール消毒、マスクを着用したままの実演・解説など、感染症への対策を実施することで体験型のイベントを実現しました。

来場者数 約 5,000 人

11月26日(土) 来場者：約 2,000 人 天候：曇り

11月27日(日) 来場者：約 3,000 人 天候：晴れ

スタッフ延人数 916人

11月26日(土)

協力医療機関・協力団体関係者 193人
協和医科器械・アルパース社員 260人
医療機器メーカー等 20人

11月27日(日)

協力医療機関・協力団体関係者 191人
協和医科器械・アルパース社員 232人
医療機器メーカー等 20人



オペ室を再現したスペースでは、心臓カテーテルの実演、腹腔鏡胆のう摘出の実演が各日1回ずつ開催されました。担い手づくりのために前列を子どもたちのための専用席とし、そこから真剣に実演を見つめる姿が印象的でした。

メディメッセージ 2022

開催のご報告



各日2回にわたって開催されたトークライブでは、ドクターヘリ、放射線、新型コロナ、研修医×指導医など、幅広いテーマを取り扱いました。医療の道を志す子どもたちが熱心に耳を傾ける姿も見られ、質問の時間には積極的に手が上がりました。



各医療団体の皆様にご協力をいただき、会場内には様々な体験コーナーが用意されました。集中治療室やオペ室、画像診断、臨床検査の機器をはじめ、本物の医療技術に触れていただく貴重な機会を提供することができました。



実演が行われた心臓カテーテルや腹腔鏡の手術について、そのトレーニングを体験できるコーナーも設けられました。救急車の公開もあり、訪れた方は順番を待って搭載された機器の説明を受けていました。



体験を通じて、医療に関わる様々な職種について知っていただくことができました。治療や検査だけでなく、感染症対策やリハビリ、歯科、バランスのよい食生活などの体験を提供することで、地域医療全体に関心を持っていただくことに努めました。

メディメッセージ 2025

開催日時 11月15日(土)・16日(日) 10:00-16:30

会場 キラメッセぬまづ 多目的ホール



コンセプト
[継続スローガン]



みんなの力を、医療の力に。

メディメッセージが目指していくのは、現場で働く医療者の方だけでなく、地域で暮らす県民の皆様と一緒につくる医療環境の実現です。静岡県、そして日本全体を大きなひとつの医療環境であると捉えて、よりよい医療の実現に取り組んでいきます。



つながりをつくる体験型プログラム

縫合・糸結びコーナーでの医師による実演や眼科に関わるコーナーの新設、静岡メディカルチームミーティングの開催など、新たなプログラムを加えて実施したメディメッセージ2024。これまでの課題について検討し、2025年の沼津開催では職種間、世代間、地域間など、さらにつながりをつくりあげていくことを目指して体験プログラムを構築していきます。

進行プログラム案

心臓カテーテルの実演 [約30分]



循環器系医師及びサポート医師の2名体制を基本とし、解説・実演を依頼します。
心筋梗塞などの疾病の原因や症状などについても伝えていきます。

実演 11月15日 (土)

●10:30-11:00

実演 11月16日 (日)

●10:30-11:00

実演型トークライブ [約30分]



テーマを検討したうえで、静岡県東部エリアの医療機関及び団体に出演を依頼し、3名程度でのトークライブを行います。
実演を交えて関心を高めるなど、新たな手法も検討していきます。

例) 働き方も変わる!?
ここがすごい! 手術室の医療機器

実施 11月15日 (土)

①11:30-12:00

②13:00-13:30

実施 11月16日 (日)

①11:30-12:00

②13:00-13:30

腹腔鏡胆のう摘出術の実演 [約40分]



麻酔、外科の医師を中心に、手術室看護師や臨床工学技士を含む医療チームでの出演を依頼します。
麻酔科医、外科医の担い手づくりにも貢献します。

実演 11月15日 (土)

●14:30-15:10

実演 11月16日 (日)

●14:30-15:10

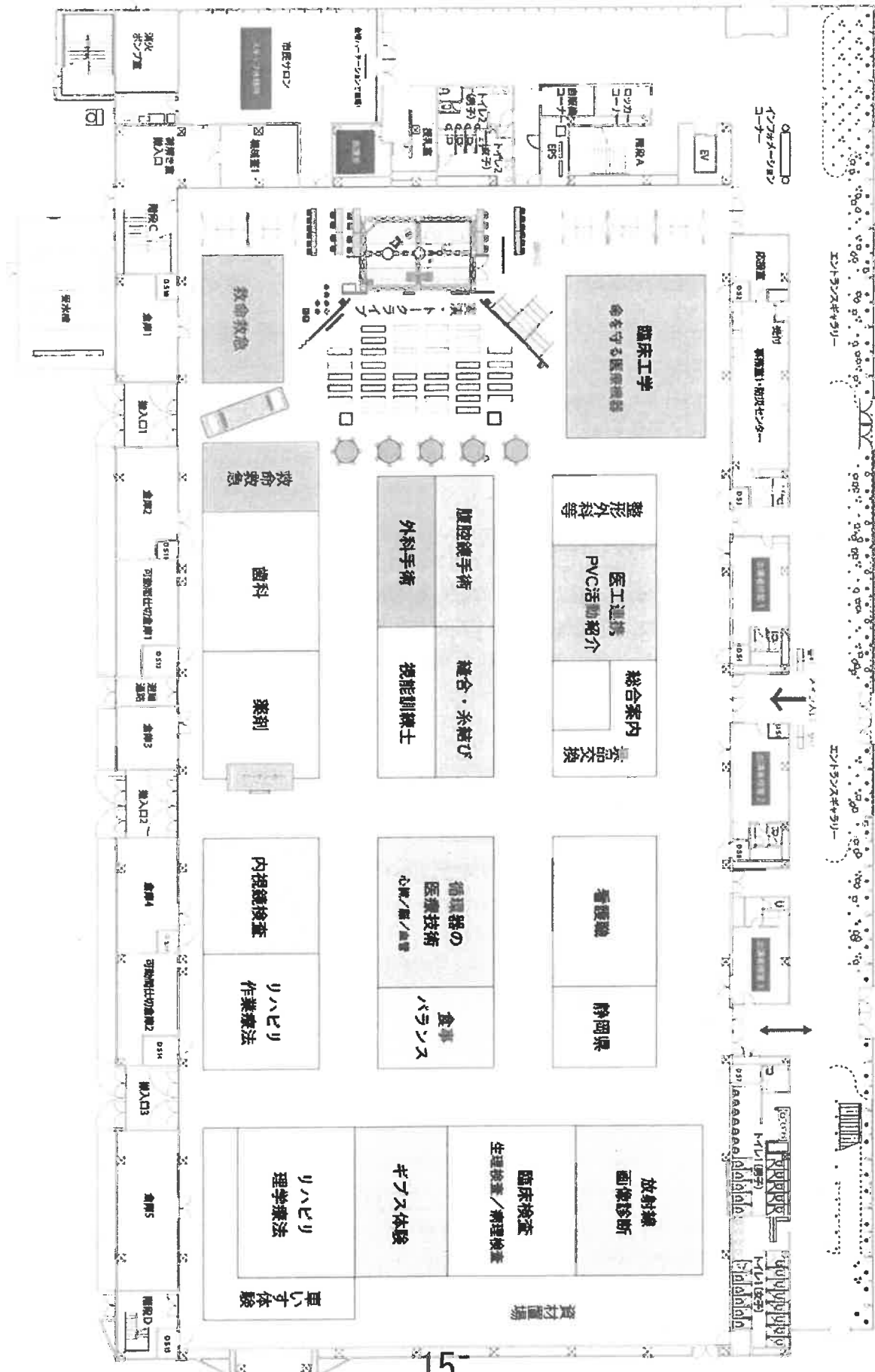
SHIZUOKA MEDICAL TEAM MTG

静岡メディカルチームミーティング

11月15日 (土) 17:00~18:30頃

医療団体交流の機会として、2024年にスタート。職種を超えて連携していく医療環境づくりを目指して継続し、内容の充実をはかっていきます。





同時期に開催される学会との連携をはじめ、医療の担い手づくりや地域の発展に貢献できるイベントとしてバージョンアップを続けていきます。

◆ 日本航空医療学会総会との連携

第32回 日本航空医療学会総会：2025年11月14日(金)～15日(土) プラサヴェルデにて開催

開催1日目が日本航空医療学会の総会と重なり、特に順天堂大学医学部附属静岡病院はこの学会の重要な役割を果たしています。ドクターヘリに関わるコーナーの設置や学会参加者の方の見学場所のひとつとして機能させるなど、メディメッセージと学会が連携することによる相乗効果を図っていきます。

◆ 新しい医療技術に関わる情報発信

安全や安心、医療者の働き方など、様々な問題を解決するために医療技術が進歩していることを伝えるために、新しい医療技術に目を向けていきます。AIや通信技術の活用などの中から、体験や実演に取り入れられるものを調査し、検討していきます。

◆ 医師・看護師をはじめとした医療者の確保

静岡県内の各地域における医師不足、看護師不足等について触れ、発信することで問題の解決に取り組んでいきます。仕事の内容や資格取得の方法を教えるだけでなく、静岡県には志を持って働いている医療関係者がたくさんいることを伝え、その仲間として将来的に静岡県内で働きたいという気持ちを醸成していきます。

今、子どもたちが医療の仕事に就きたいという気持ちが途切れないように大切に育て、つなぎ、未来の医療者として地域に受け入れていきます。

◆ 地域づくりと連動した医療環境づくり

コンパクトシティ、スマートシティといった地域の将来像と医療環境を結びつけて考えて情報を編集し、メッセージを発信していきます。超高齢化社会をはじめ、地域社会の問題と医療環境がつながっていることを意識し、その解決のために必要な医療技術や健康的な生活の普及など、大きな視点で捉えてイベントを構築していきます。

名称	メディメッセージ2025
開催目的	静岡県によりよい医療環境を築いていくために地域の皆様に医療現場の今を伝え、未来の医療について考えるきっかけを提供します。
開催テーマ	みんなの力を、医療の力に。
主な内容	● 医療の今に触れていただくための医療技術体験や実演 ● 医療の仕事を知っていただくための職業紹介・職業体験・医療者とのふれあい ● 医療の未来を考えていただくためのトークライブやメッセージの発信
開催日時	2025年11月15日(土)・16日(日) 10:00～16:30 ※設営・搬入は11月13日(木)・14日(金)
会場	キラメッセぬまづ 多目的ホール (3,875㎡ 約43m×90m) 沼津市大手町一丁目1番4号
来場対象者	【入場無料】 静岡県内の生活者の皆様 地域医療の未来を担う子供たち
主催	メディメッセージ2025実行委員会(2025年4月11日発足予定) (静岡県／一般社団法人静岡県医師会／公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構ファルマパレーセンター／協和医科器械株式会社／株式会社アルバース)
運営・事務局	協和医科器械株式会社 〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田156-2 TEL054-655-6600
運営協力・機材協力	協和医科器械株式会社 株式会社アルバース 医療福祉機器メーカー各社
協力団体 ※過去の沼津開催実績より	(一社)静岡県歯科医師会／(公社)静岡県薬剤師会／静岡県病院薬剤師会／(公社)静岡県看護協会／(一社)静岡県臨床衛生検査技師会／(一社)静岡県臨床工学技士会／(公社)静岡県放射線技師会／(公社)静岡県理学療法士会／(公社)静岡県作業療法士会／(公社)静岡県栄養士会／駿東伊豆消防組合／日本大学短期大学部／中央歯科衛生士調理製菓専門学校／プラサヴェルデ
後援団体 ※過去の沼津開催実績より	(公社)静岡県病院協会／(一社)沼津医師会／(一社)三島医師会／(一社)富士宮市医師会／(一社)富士市医師会／(一社)御殿場医師会／沼津市／三島市／伊豆市／伊豆の国市／裾野市／富士宮市／富士市／御殿場市／清水町／函南町／長泉町／小山町／静岡県教育委員会／沼津市教育委員会／三島市教育委員会／伊豆市教育委員会／伊豆の国市教育委員会／裾野市教育委員会／富士宮市教育委員会／富士市教育委員会／御殿場市教育委員会／清水町教育委員会／函南町教育委員会／長泉町教育委員会／小山町教育委員会
URL	https://www.medi-message.com/

時期	全体	各ブース	実演・トークライブ	告知・集客
4月	4/11 実行委員会発足			
5月		各コーナーの 基本案検討	内容検討 協力打診 協力依頼	
6月		●提案・ヒアリング ●会場レイアウト調整 ●パネル原稿案作成		
7月			トークライブ テーマ・タイトル決定	ポスター・チラシ ・Webサイト等作成
8月	ポスター・チラシ等 配布協力依頼 行政機関等への 広報協力依頼	各コーナー・各団体 個別お打合せ	進行案の作成・確認	Webサイト仮公開
9月	活動プレスリリース	レイアウト作成 パネルや展示物等の 確認・制作	●必要機材の手配 ●演出方法検討 ●スクリーン表示素材作成 ●台本作成 など	ポスター・チラシ 配布手配
10月	消防・警察等申請 プレスリリース スタッフ運営説明	内容の最終確認・出力	台本等最終確認	WEB・SNS告知 学校チラシ配布 テレビCM等 オンエア
11月				

11/15・16開催

メディメッセージ2025実行委員会 会則

第1条 名 称

本会はメディメッセージ2025実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

第2条 目 的

実行委員会は、静岡県の医療環境向上及び健康増進の普及を目的として行う 「メディメッセージ2025」の開催と円滑な運営を目的とする。

第3条 業 務

実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 開催のための準備及び打合せ等
- (2) 開催運営に必要な人材・人員の確保
- (3) 開催に必要な資材及び機材等の手配
- (4) 関係機関及び関係者への協力依頼
- (5) 告知及び広報に関する協力

第4条 事務局

実行委員会の事務局は、協和医科器械株式会社（静岡県静岡市駿河区池田156-2）に置き、連絡業務及び事務処理を行う。

第5条 委 員

実行委員会の委員は、次に掲げる団体委員によって構成される。

- (1) 静岡県 健康福祉部
- (2) 一般社団法人 静岡県医師会
- (3) 公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構ファルマバレーセンター
- (4) 協和医科器械株式会社
- (5) 株式会社アルバース

第6条 役 員

実行委員会は、会長、理事を役員として置く。

第7条 役員会

- (1) 役員会は、第4条の事務局及び第6条の役員で構成する。
- (2) 役員会は、実行委員会の運営等に関する重要事項を決定する。
- (3) 役員会は必要時に開催するものとし、議事録を作成・保管する。

第8条 運営費用

実行委員会の運営費用は、協和医科器械株式会社他の負担による。

第9条 細 則

- (1) 本会則に定めない重要事項もしくは、改定を要するときは第7条の役員会がこれを定める。
- (2) 会則の改定は、役員会の過半数の賛成をもって行う。

(附則)

この会則は2025年4月11日から施行し、メディメッセージ2025終了まで適用する。

メディメッセージ 2025 実行委員会の概要

名 称	メディメッセージ 2025 実行委員会		
事務局	[代表連絡先] 所在地 〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田 156 番地の 2 連絡先 協和医科器械株式会社 電 話 0 5 4 - 6 5 5 - 6 6 0 0 F A X 0 5 4 - 2 6 5 - 7 7 3 0		
設 立	2025 年 4 月 11 日		
役 員	会 長	住吉進也	協和医科器械株式会社 代表取締役社長
	理 事	勝岡聖子	静岡県 健康福祉部理事
	理 事	齋藤昌一	一般社団法人 静岡県医師会 副会長
	理 事	植田勝智	公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構 ファルマバレーセンター長
	理 事	河野秀行	株式会社アルバース 代表取締役社長

(第1号様式)

7 年 5 月 14 日

函南町教育長 様

住 所 裾野市桃園 198

申請者

氏 名 支部長 蒔苗 博道
(連絡先) 055-992-0213



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	静岡県東部支部私立学校相談会		
期 日	①7年 10月 26日(日) ②7年 11月 9日(日)		
会 場	①ふじさんめっせ ②キラメッセぬまづ		
主催者	団体名	静岡県私学協会東部支部	
	代表者	支部長 蒔苗 博道	
	所在地	裾野市桃園 198	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	東部地区すべての市町

裏面があります。

受付
7.8.-4

事業の対象 と 目 的	対象：中学・高校受験を考える児童生徒とその保護者 目的：東部地区の私立学校が一堂に会し各校の紹介をすることで、受験生はこれまで知らなかった情報を得て進路選択の参考にしよう。		
事業内容	各私立学校がブースを出しての個別相談会		
申請理由	義務教育の小中学生の参加を促進するため		
入場料	有 料 ・ <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和7年度（2025）年度

第9回 静岡県東部地区私立学校説明会 実施要項

目 的 東部地区の私立学校が一堂に会し各校の紹介をすることで、受験生はこれまで知らなかった情報を得て進路選択の参考にしてみよう。

主 催 静岡県私学協会東部支部
静岡県東部地区私立学校相談会実行委員会

実施日 10月26日（日） 9：30～13：30 ふじさんめっせ
11月 9日（日） 9：30～13：30 キラメッセぬまづ

対 象 東部地区に住む受験を考える児童・生徒と保護者

参加校 御殿場西高等学校
知徳高等学校
沼津中央高等学校
日大三島高等学校・中学校
桐陽高等学校
加藤学園暁秀中学校・高等学校
加藤学園高等学校
飛龍高等学校
星陵中学校・高等学校
静岡県富士見高等学校
誠恵高等学校

申 込 事前予約不要、当日自由参加

静岡県私学協会東部支部

代表者 不二聖心女子学院高等学校

校長 蒔苗博道

担当者 御殿場西高等学校

校長 勝間田貴宏

令和7年度静岡県東部地区私学展予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	概 要
助成金	500,000	地区私学展等経費
前年度繰越金	171,763	
雑収入	237	貯金利息等
計	672,000	

支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	概 要
印刷費	90,000	ポスター、チラシ印刷
会場費	310,000	会場使用料
通信費	30,000	中学校、担当学会議通知郵送代
消耗品費	20,000	資料袋、用紙、封筒、写真代
保険料	20,000	参加者傷害保険料(600人分)
会議費	70,000	事務会議費等
雑費	20,000	振込手数料等
予備費	112,000	
計	672,000	

ただし、科目間の流用を認めるものとする。

(第1号様式)

2025 年 8 月 7 日

函南町教育委員会
教育長 様

住 所 函南町 [REDACTED]

申請者

氏 名 遠藤 健司

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	函南・みんなの平和展		
期 日	令和7年11月2日（日）～11月3日（月）		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール		
主催者	団体名	函南・みんなの平和展 実行委員会	
	代表者	相田 伸久	
	所在地	函南町 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	な し
		後 援	な し

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	対象： 函南町民及び近隣の市町に在住する人又は勤務する人。 (参加に制限なし) 目的： 核兵器に依存しない世界と日本の平和を希求し、過去の歴史や現在の状況を学び合う機会の場を提供します。 また 憲法が定める平和主義の意義や現状の課題について理解を深めます。		
事業内容	1 「原爆の被害の実相」(仮題) 講演 静岡県原水爆被害者の会 副会長 松本潤郎 さん 2 「原爆と人間」パネル写真 展示 静岡県原水爆被害者の会より借用します。 3 キッズゲルニカ ピカソと同じ 3.6m×7.8mに 子供たちが、平和への思いを描きました。 4 DVDの上映「琉球弧を戦場にするな」 軍事基地化が進む沖縄諸島の現状を学びます。		
申請理由	1 特定の世代や分野に関わらず、幅広い町民に関心を持って頂けるから。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

戦争やめよう! まして核兵器なんて

核兵器廃絶平和都市宣言の町
函南町として、唯一の被爆国
日本政府に、核兵器禁止条約
への参加を呼びかけましょう!

スポーツのまち宣言
読書のまち宣言
核兵器廃絶平和都市宣言

函南町

2025
函南

みんなの平和展

11月2日、3日 函南町文化センター 多目的ホール

- 講演 松本潤郎さん 県原水爆被害者の会 副会長
- 写真&絵画 原爆と人間・キッズゲルニカ
- DVD上映 琉球弧を戦場にするな

入場無料、無料駐車場あります

後援



(第1号様式)

2025年8月7日

函南町教育長 様

住 所 静岡県田方郡函南町桑原 1308 - 222
申請者 公益財団法人 国際文化交友会 月光天文台
氏 名 代表理事 永 石 安 明
(連絡先) 055-979-1428



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第29回 宇宙と天文の講演会 「生物がすむ果てはどこだー海底よりさらに下の地底世界を探るー」		
期 日	2025年9月7日(日) 午後2時～4時		
会 場	月光天文台プラネタリウム		
主催者	団体名	公益財団法人 国際文化交友会 月光天文台	
	代表者	代表理事 永 石 安 明	
	所在地	〒419-0101 静岡県田方郡函南町桑原 1308 - 222	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	三島市教育委員会 伊豆の国市教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	対象：小学生～一般 目的：地球深部探査船「ちきゅう」によるこれまでの海底探査の様子と、研究成果について、地球微生物学が専門の講師より講演を聴くことで、青少年が海洋科学及び地球科学の今を知り、将来への夢を育むキッカケをつくり、地学・天文分野の知見を深める教育普及の一助としたい。		
事業内容	第 29 回 宇宙と天文の講演会 「生物がすむ果てはどこだー海底のさらに下の地底世界を探るー」		
申請理由	本講演会を実施することで、青少年の海洋研究及び地球科学研究への興味関心を呼び起こしたい。海底探査に基づき、新たにわかってきた地底の微生物などの最新情報をより多くの方に知ってもらうため。		
入場料	有 料 ・ <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

企 画 書

■タイトル 第29回 宇宙と天文の講演会

「生物がすむ果てはどこだ ―海底よりさらに下の地底世界を探る―」

■目的

宇宙と天文の講演会は、2008年から開催し今回は29回目にあたる。太陽系の一天体である地球を詳しく知ってもらふ。講師の研究テーマである地球微生物学に関する講演をお聴きし、青少年が地球や地殻変動、地底の世界に興味をもつキッカケを提供することで地学教育普及の一助としたい。海底深部探査船ちきゅうの掘削、探査によりもたらされた地球内部の未知なる微生物への知見を深める学術的な機会を設ける。

■日時 2025年9月7日（日） 午後2時～4時

■会場 月光天文台プラネタリウム

■講師 諸野祐樹（もろの ゆうき）氏

所属：国立研究開発法人海洋研究開発機構

高知コア研究所 物質科学研究グループ 上席研究員

※2019年にはJAMSTECより倉本真一先生をお招きした開催例あり

【内容】プラネタリウムで海洋の掘削船などで撮影された全天周360°映像等を上映

【要旨】私たちが暮らす地面よりも遥かに広く深い海、その底のさらに下には沢山の小さな生き物、微生物が暮らしている。人間が入ることができない海の底のさらに下、そこにすむ微生物について実験も交えての講演。

■対象 小学生～一般（幅広い年齢層を対象にわかりやすく解説していただく）
定員70名、申し込みは事前予約制

■入場料 無料（入館の際は別途入館料が必要）

生物がすむ果てはどこだ

— 海底よりさらに下の地底世界を探る —

2025. 9 / 7 日

開場 13:40

講演 14:00-15:30

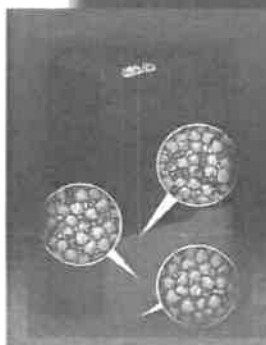
質疑 15:30-16:00 (予定)



講師/ JAMSTEC 諸野祐樹 氏

国立研究開発法人海洋研究開発機構
高知コア研究所
物質科学研究グループ 上席研究員

私たちが暮らす地面よりも遥かに広く深い海、その底のさらに下にはとんでもない数の小さな生き物、微生物が暮らしています。人間が入ることができない海の底のさらに下、そこにすむ微生物について、実験も交えてお話しします。



地球深部探査船ちきゅう ©JAMSTEC

地底世界のイメージ

講師プロフィール

JAMSTEC 高知コア研究所 物質科学研究グループ上席研究員。福井県福井市生まれ。石川県金沢市で幼少期を過ごし、父の転勤で東京へ。2004 年、東京工業大学大学院 生物プロセス専攻修了。工学博士。産業技術総合研究所で 2 年半ポスドク生活を送った後、2006 年秋から JAMSTEC 高知コア研究所に勤務。妻と 3 人の子、猫一匹の家族。現在の専門は地球微生物学。

●お問い合わせ&ご予約 TEL 055-979-1428

●会場 月光天文台プラネタリウム (定員 70 名 / 申込受付順)

●参加費 無料 (天文台ご入館の際は別途入館料がかかります 高校生以上 1,200 円 / 中学生以下 600 円)

●主催 公益財団法人 国際文化交友会 月光天文台 〒419-0101 静岡県田方郡函南町桑原 1308-222



GEKKO
Astronomical Observatory

